

(改正後全文)

	障企自発0323第1号
	平成30年3月23日
一部改正	障企自発0912第1号
	令和元年9月12日
一部改正	障企自発0331第1号
	令和2年3月31日
一部改正	障企自発1225第1号
	令和2年12月25日
一部改正	障企自発0331第1号
	令和3年3月31日
一部改正	障企自発0331第1号
	令和4年3月31日
一部改正	障企自発0329第1号
	こ支障104号
	令和6年3月29日
一部改正	障企自発0331第1号
	こ支障91号
	令和7年3月31日

各 都道府県知事
都道府県知事
指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長
こども家庭庁支援局障害児支援課長
(公印省略)

「補装具費支給事務取扱要領」の一部改正について

今般、別紙のとおり、「補装具費支給事務取扱要領」を一部改正し、令和6年4月1日から適用することとしたので、御了知の上、貴管内市区町村及び身体障害者更生相談所等の関係機関へ周知願いたい。

なお、本取扱要領は地方自治法第245条の4の規定に基づく「技術的助言」として位置付けられるものであることに御留意願いたい。

(別紙)

補装具費支給事務取扱要領

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第25項及び第76条第2項の規定に基づく補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号。以下「告示」という。）中の別表の1の(1)～(7)の各種目並びに(8)の補聴器、歩行器及び重度障害者用意思伝達装置に係る部分並びに3の(1)～(7)の各種目並びに(8)の人工内耳及び重度障害者用意思伝達装置については、それぞれ以下の第1から第6により取り扱われることとされたい。

なお、完成用部品及び断端袋は義肢、装具等の構成品であって、構成品のみでは消費税が非課税となる身体障害者用物品ではないため、製作又は修理作業を伴わず完成用部品及び断端袋のみを購入又は借受けに係る補装具費を支給するものについては、告示に定める上限価格の100分の110に相当する額となること。

また、告示第6項の規定により100分の95を乗ずることとするものは、購入においては、告示別表の「基本価格」及び「製作要素価格」に係るもののみとし、「完成用部品価格」、「本体価格」及び「加算要素価格」に係るものについては要しないこと。また、修理については購入に準じること。

告示は、補装具費の額の算定等に関する基準を示したものであって、支給の可否を示したものではないことに留意すること。

購入又は修理に際し、当該補装具の価格がカタログに記載されており、かつ告示基準額の範囲内である場合、処方箋に記載のない不要な機能があつても、カタログ記載の標準装備品を取り外させ、取り外した部品の価格をカタログ価格から差し引いた額を補装具費として支給すること又は不要な機能に対する告示別表の上限価格を差し引いた額を補装具費として支給することは適切ではないこと。カタログ記載の標準装備品を取り外す必要がある場合は、取り外しに要する工賃を別途算定する必要があることから、カタログ価格ではなく、モジュラー式として必要な機能についてのみ、告示別表の上限価格により費用を算定すること。なお、処方より高機能であるものを購入する方が安価又は同一価格である場合、費用対効果の観点から、処方より高機能なものを支給して差し支えない。

第1 義肢、装具、姿勢保持装置、車椅子及び電動車椅子の基本的事項

1 殼構造義肢

(1) 製作工程

殼構造義肢は、「アの基本工作法」により、「エの製作要素価格」及び「オの完成用部品」からそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。

(2) 価格構成

告示の基本価格及び製作要素価格は、「使用材料費」及び「製作加工費」によって構成されていること。

○使用材料費

素材費	義肢材料リストによる素材購入費
素材のロス	素材の正味必要量に対する割増分（ロス分）
小物材料費	個々の要素加工に対して使用量を決め難い材料費（糸、釘、ビス、ナット、油脂等）
材料管理費	素材の購入及び保管に要する経費

○製作加工費

作業人件費	製作を遂行するために必要な正味作業時間相当人件費（給与、賞与、退職手当、法定福利費等）
作業時間の余裕割増	製作の準備、段取り、清掃、作業上の整理及び生理的余裕等の作業時間相当人件費
製造間接費	光熱水費、冷暖房費、クリーニング費、減価償却費等
管理販売経費	完成品の保管、販売に要する経費

また、殻構造義肢の価格は、次のように構成されていること。

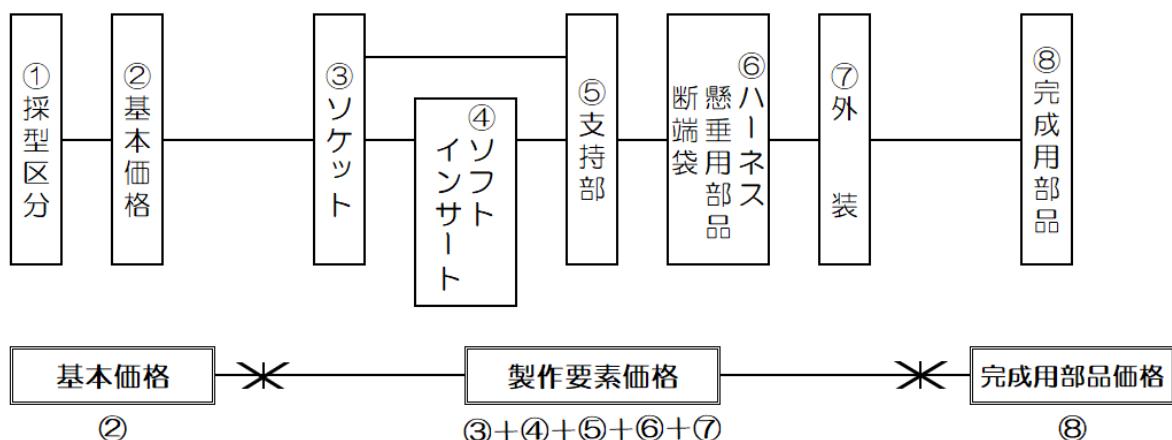
殻構造義肢の価格 = 基本価格 + 製作要素価格 + 完成用部品価格

基本価格	採型使用材料費及び殻構造義肢の名称、型式別に設けられている基本工作に要する加工費の計
製作要素価格	材料の購入費及び当該材料を殻構造義肢の形態に適合するように行う加工、組合せ、結合の各作業によって発生する価格の計
完成用部品価格	完成用部品の購入費及び当該部品の管理等に要する経費の計

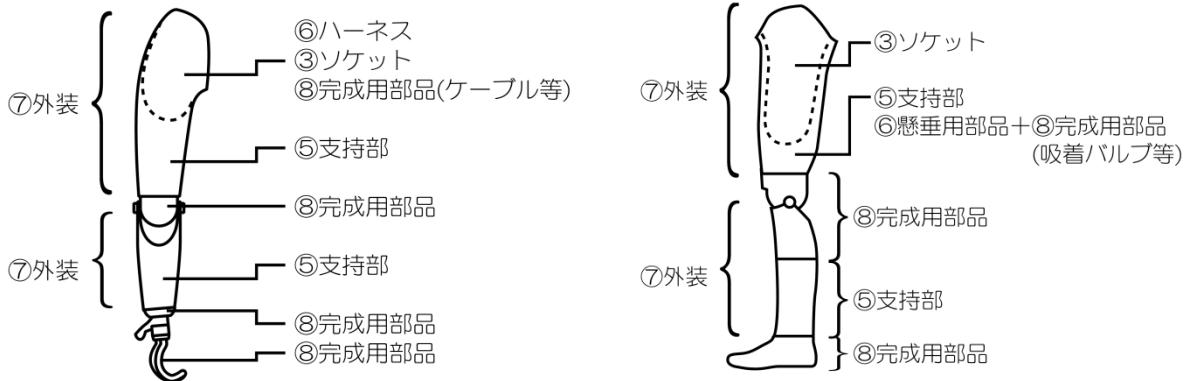
義肢は身体障害者用物品として消費税が非課税であるため、殻構造義肢の価格は、「イの採型区分」による「ウの基本価格」に「エの製作要素価格」及び「オの完成用部品」のそれぞれ使用する材料、部品の価格を合算した額の 100 分の 106 に相当する額を上限とすること。（図－1 参照）

「100 分の 106 に相当」の趣旨は、殻構造義肢を製作するに当たって必要な材料及び部品等の購入には消費税が課税されるものの、販売時には非課税となるため、当該仕入れに係る消費税相当分を考慮したものであること。

殻構造義肢の構成は価格体系に基づくものであること。（図－2、3 参照）



図－1 殻構造義肢の価格体系



図－2 殼構造上腕義手の構成例

図－3 殼構造大腿義足の構成例

(3) 基本価格

① 義手

ア 義手の基本価格は、「イの採型区分」(図－4 参照)に基づき、「ウの基本価格」から選択すること。

イ 手指義手の基本価格は、手指1本の切断の場合は採型区分の「A－7」で算定し、多指切断の場合は採型区分の「A－6」で算定すること。(なお、手指義手のソケットの価格は、キャップ式の場合は指1本を1単位として「A－7」で算定し、手袋型の場合は手部(片側)を1単位として「A－6」で算定すること。)

【算定例】

- 片手2指切断、キャップ式2本の場合、基本価格は「A－6」、ソケットの価格は「A－7」×2で算定
- 片手2指切断、手袋型の場合、基本価格は「A－6」、ソケットの価格は「A－6」で算定

ウ 頸上懸垂式ソケットとは、ミュンスター式及びノースウェスタン式のように上腕骨頸部を包み込み、懸垂機能をソケット自体が持つものであること。

エ スプリットソケットとは、前腕極短断端に使用されるものでソケットと前腕支持部が分離しており、倍動ヒンジ肘継手又は断端操作式能動肘継手を持つものであること。

オ 義手の型式は、身体状況や日常生活の様々な場面に応じて選択されるものであり、支持部や完成用部品の肘継手、手先具の型式にとらわれず取り扱うこと。

カ 電動式の手先具は、電動ハンド又は電動フックを扱うものであること。

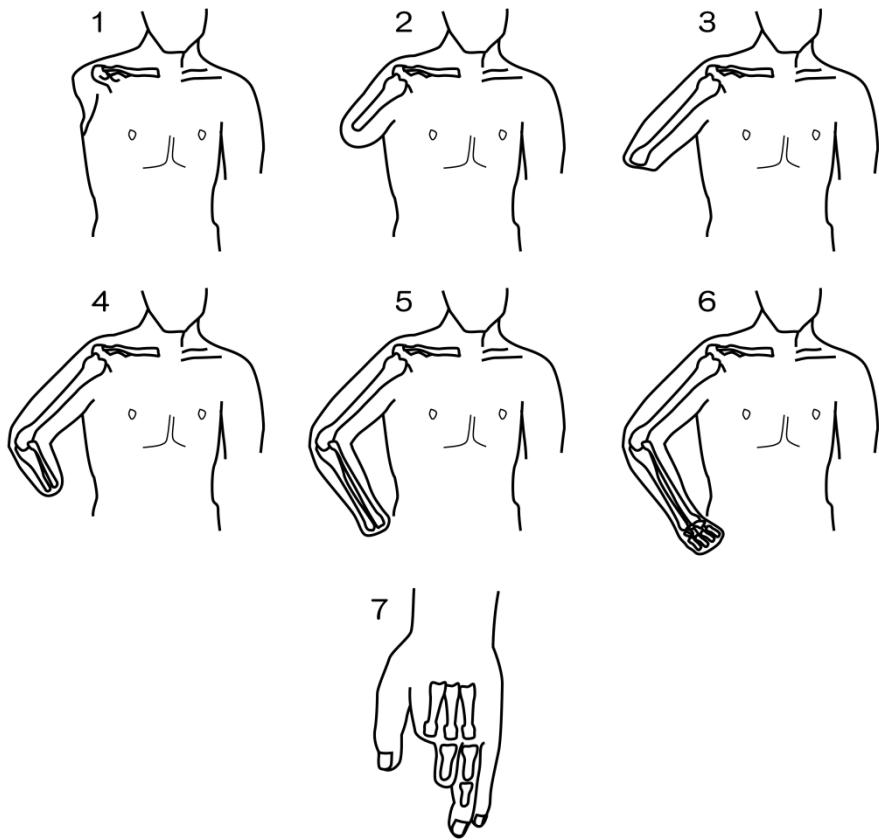


図-4 義手の採型区分

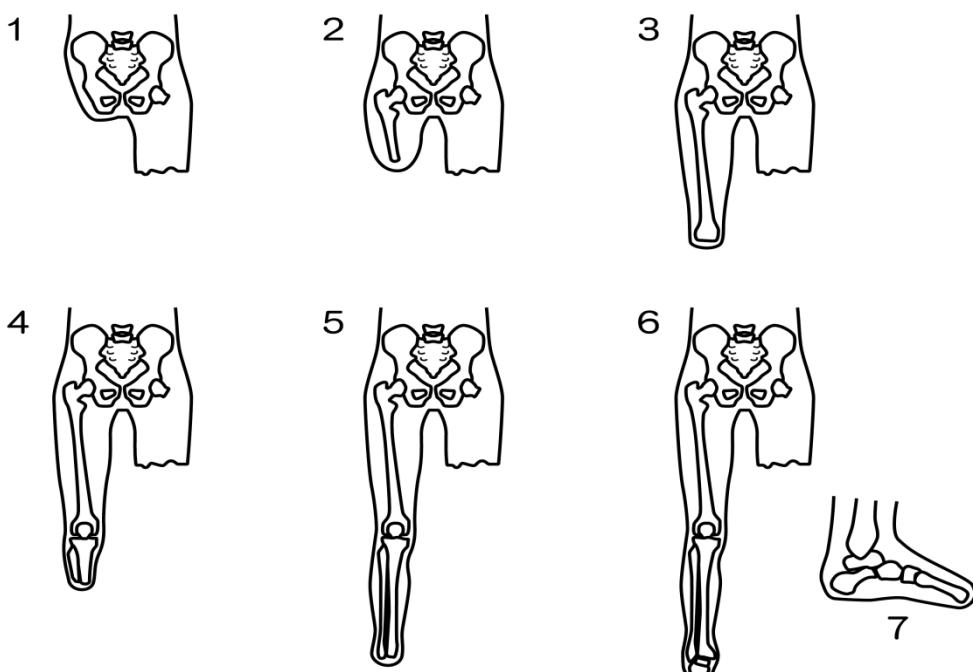
② 義足

- ア 義足の基本価格は、「イの採型区分」(図-5参照)に基づき、「ウの基本価格」から選択すること。但し、回転形成術(ローテーションプラスティ)については、「B-4」差込式、大腿支柱付きで算定すること。
- イ 採型区分の「B-6」における下腿部支持式は、断端等の免荷が必要な場合、又は、下腿部のレバーアームを伸ばすことで断端にかかる力を分散する場合に用いるものであること。
- ウ 採型区分の「B-7」は、足趾5本以内の切断を対象とし、多趾切断であっても基本価格は1単位で取り扱うこと。
- エ キップシャフトは、下肢切断短断端で断端に屈曲拘縮がみられ、座位姿勢をとるためにやむを得ず断端末近くに継手装置を取り付けた構造のこと。
- オ 坐骨収納型ソケットは、坐骨結節から恥骨枝の一部(骨盤の一部分)と大転子(大腿骨)をソケット内に納め、大腿骨を内転位に保持することにより、歩行中における義足側の体重負荷に対する安定性を高められたよう設計されたものであること。
- カ 下腿義足及びサイム義足における大腿コルセットについては、側方安定性を高め又は断端に対する負荷を軽減する目的で使用されるものである

こと。

キ 大腿義足・膝義足に、ソフトインサートのシリコーン又は完成用部品のライナーを用いた場合は、ライナー式により取り扱うこと。

ク 下腿義足で、全面が接触するよう製作したものについてはT S B式により取り扱うこと。なお、懸垂方法として、「エの製作要素価格」の「(イ)の義手用ハーネス及び義足懸垂用部品並びに断端袋」の義足懸垂用部品を組み合わせても良いこと。ただし、自己懸垂機能を有するP T S式又はK B M式を用いるときには、自己懸垂機能の型式を優先して算定すること。



図－5 義足の採型区分

(4) 製作要素価格

① ソケット

ア ソケットの価格は、「イの採型区分」に基づきソケットの使用材料ごとに「(ア)のソケット」から選択すること。

イ 二重式ソケットは、断端の表面を均等に受けるようにするものとし、支持部に取り付け、変形を防止するためにプラスチック等硬質の材料を使用すること。なお、二重式ソケットの価格は、採型区分ごとに外ソケットと内ソケットのそれぞれ使用材料ごとの価格を合算した額とすること。

ウ 熱硬化性樹脂とは、F.R.P.（繊維強化プラスチック）のことで、樹脂注型されたものであること。

エ 熱可塑性樹脂とは、板状の樹脂が加熱成形されたものであること。

オ 電動式は、センサ部の取り付け加工を行うソケット製作のときのみ算定でき、二重式ソケットの価格に電動式を重複して算定することはできないこと。

カ 完成用部品のソケットを用いる場合は、完成用部品価格に原材料価格を含むことから、ソケットの製作要素価格は原材料相当分を差し引いた、上限価格の40%の範囲内で算定すること。

② ソフトインサート

ア ソフトインサートの価格は、「イの採型区分」に基づきソフトインサートの使用材料ごとに「(イ)のソフトインサート」から選択すること。

イ ソフトインサートとは、骨突起部、断端末等の除圧のために部分的に当てるものではなく、断端の全体を覆うものであること。

ウ 義手用及び義足用のソフトインサートの使用は、断端の表面の状況によりソケットのみでは不適合を生じる場合に限ること。

エ シリコーンとは、F.R.P.同様に樹脂注型されたものであり、完成用部品のライナーを加えられないこと。

③ 支持部

ア 支持部の価格は、型式、部位及び使用材料ごとに「(ウ)の支持部」から選択すること。

イ 算定できる支持部は、原則として次の表のとおりとすること。ただし、手義手及び手部義手は、電動式に限ること。また、電動義手の支持部はソケットを有する部分にのみ電動式を用い、他の部分は能動式及びその他の支持部を用いること。

○殻構造義肢の名称と算定できる支持部

名 称	算定できる支持部
肩 義 手	肩部・上腕部・前腕部
肩 義 手 (電動式)	肩部 (電動式)・上腕部・前腕部
上腕義手・肘義手	上腕部・前腕部
上腕義手・肘義手 (電動式)	上腕部 (電動式)・前腕部
前 腕 義 手	前腕部
前 腕 義 手 (電動式)	前腕部 (電動式)
手 義 手 (電動式)	前腕部 (電動式)
手 部 義 手 (電動式)	手部 (電動式)
股 義 足	股部・大腿部・下腿部
大 腿 義 足	大腿部・下腿部
下 腿 義 足	下腿部
サイム 義 足	下腿部・足部
足 根 中 足 義 足	下腿部 (下腿部支持式の場合)・足部
足 趾 義 足	足部

ウ 図-6及び図-7のような斜線の部分をもつソケットの場合は、斜線部分の大小にかかわらず支持部を加えることができる。

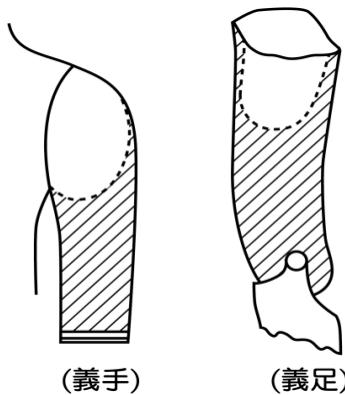


図-6 支持部を加算できるソケット

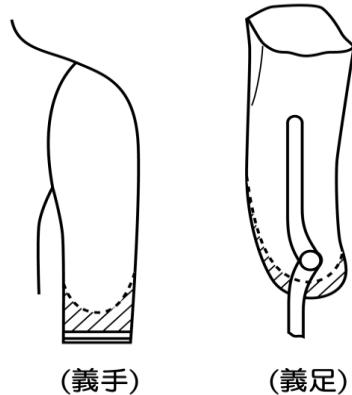


図-7 支持部を加算できるソケット

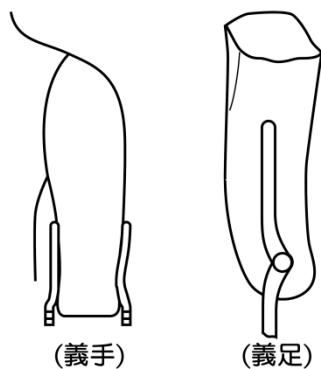


図-8 支持部を加算できないソケット

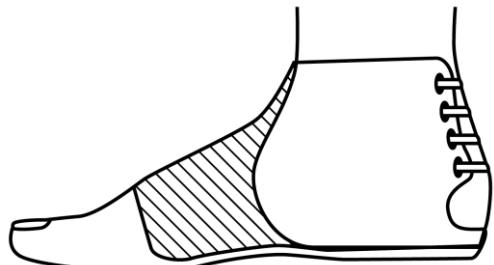


図-9 支持部を加算できる足部

エ オープンエンドソケットは、使用材料ごとに支持部の価格を加算することができる。オ 熱可塑性樹脂で成形された支持部そのものが外装となる場合は、外装のプラスチックを加算することができない。

カ 図-8のような斜線の部分がないソケットの場合は、支持部を加えられない。ただし、外装を行う場合は、使用材料ごとに「(オ)の外装」を加えること。

キ サイム義足、足根中足義足及び足趾義足の場合は、図-9のようにソケットと足先ゴムの間を軟性発泡樹脂で埋めた場合に「(ウ)の支持部」の足部を加えることができる。

④ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品並びに断端袋

ア 義手用ハーネス

(ア) 各義手に用いられるハーネスの例を、以下の図-10から図-20に示す。

(イ) 使用部品の項目に一式とされているものであっても、使用部品の組合せができる。(図-14、15、18 参照)

(ウ) 能動式に用いられるハーネスで、他の義手用ハーネスの組合せを必要とする場合には、それぞれ組み合わせができる。(図-20 参照)

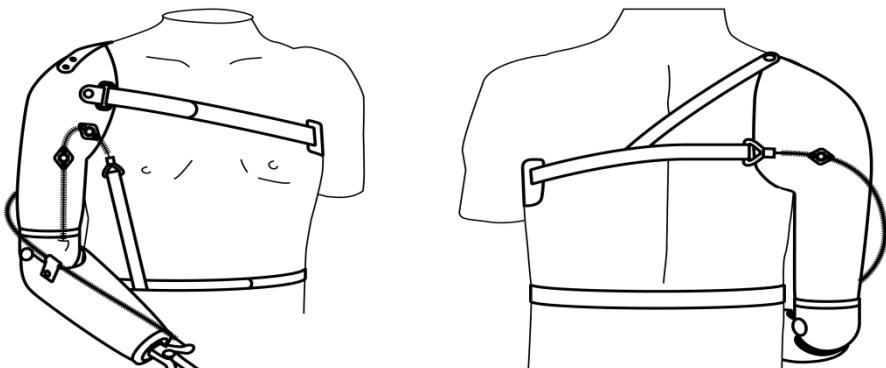


図-10 胸郭バンド式肩ハーネス一式

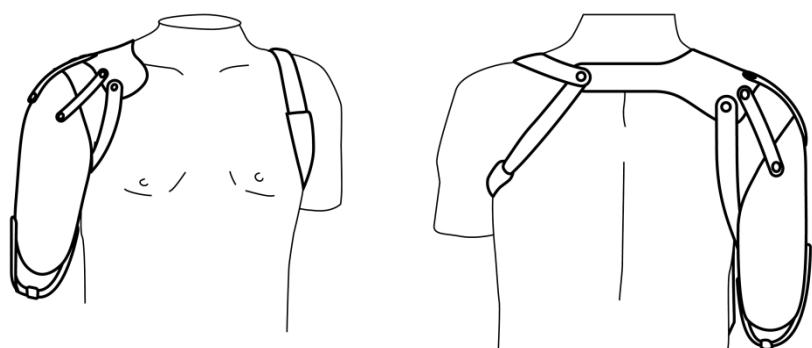


図-11 肩義手用及び上腕義手用肩たすき一式

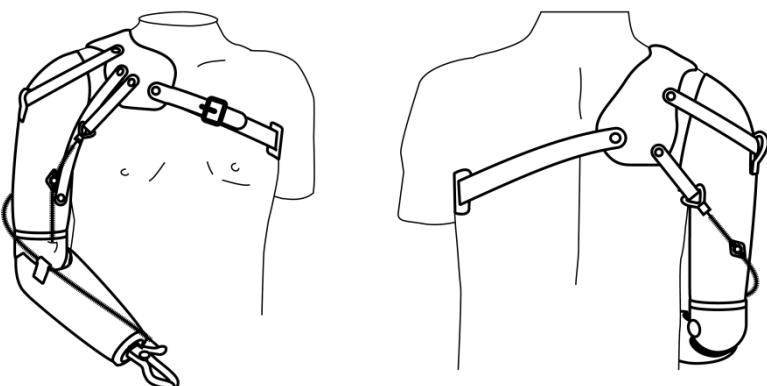


図-12 胸郭バンド式上腕ベルトハーネス一式

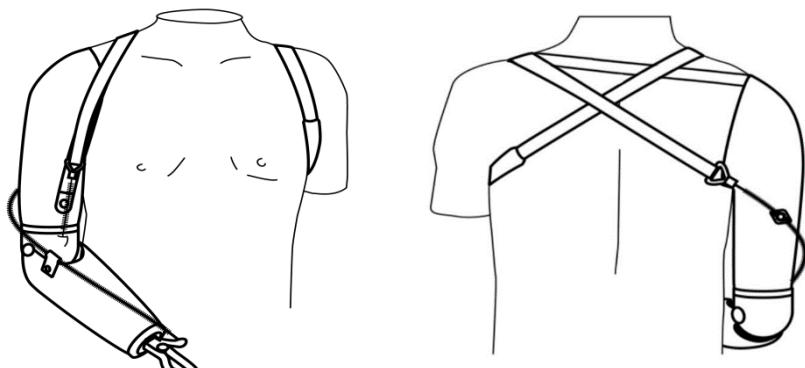


図-13 上腕義手用 8字ハーネス一式

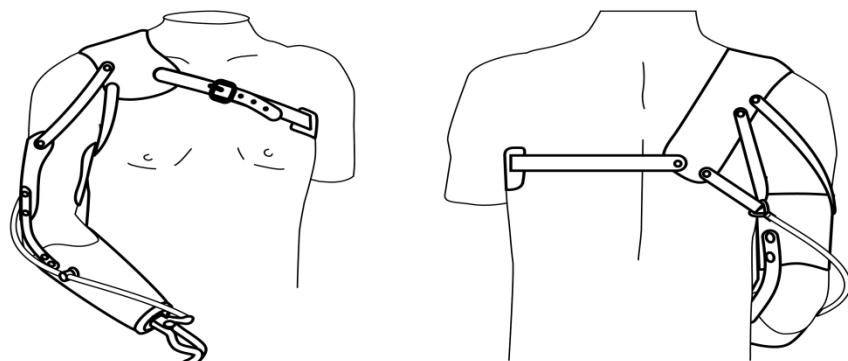


図-14 胸郭バンド式前腕ハーネス一式
(胸郭バンド式前腕ハーネス一式と上腕カフの組合せ)

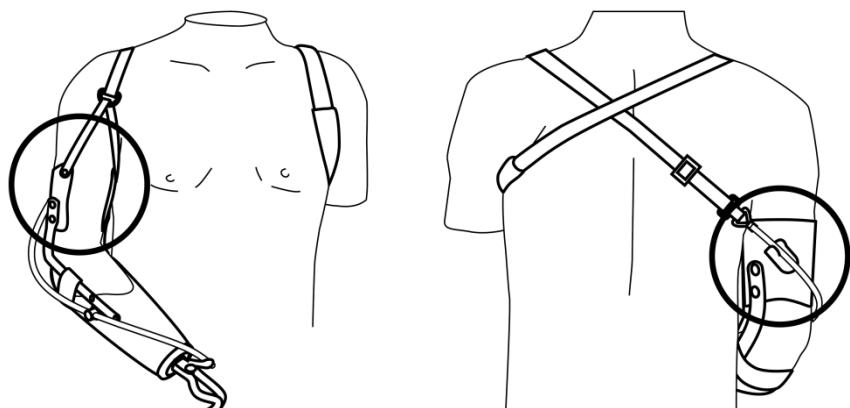


図-15 8字ハーネス一式と上腕カフの組合せ例
(前腕義手用)

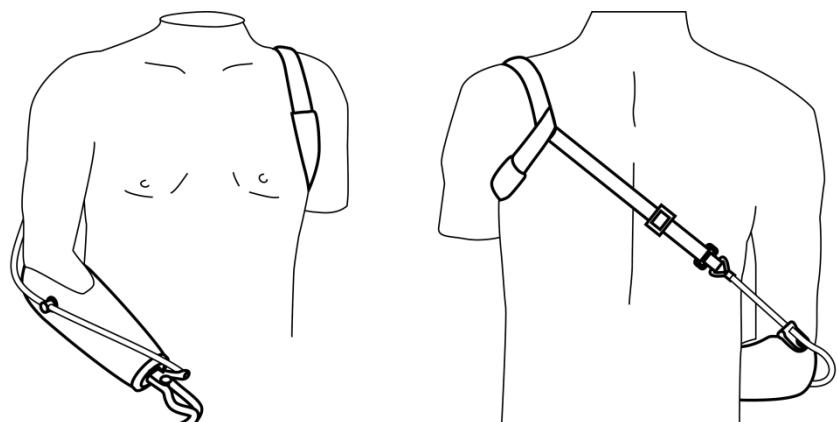


図-16 前腕義手用9字ハーネス一式

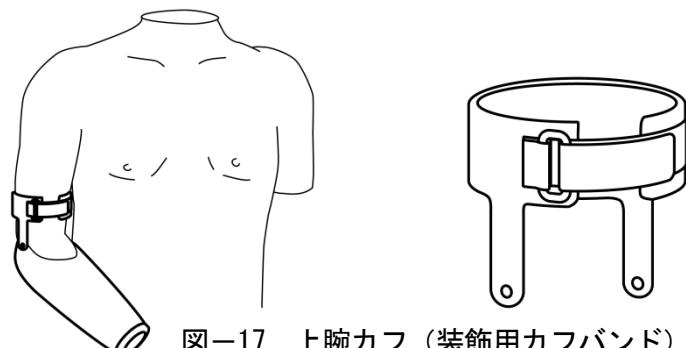


図-17 上腕カフ（装飾用カフバンド）

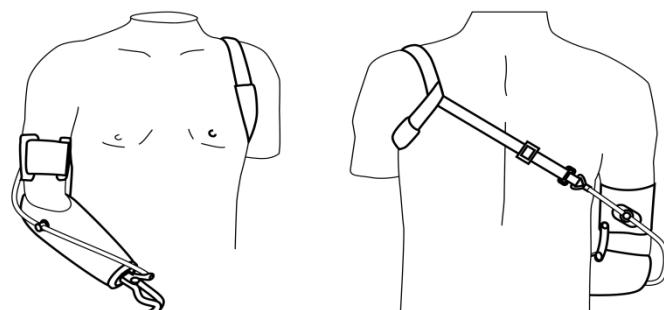


図-18 前腕義手用9字ハーネスー式と上腕カフの組合せ

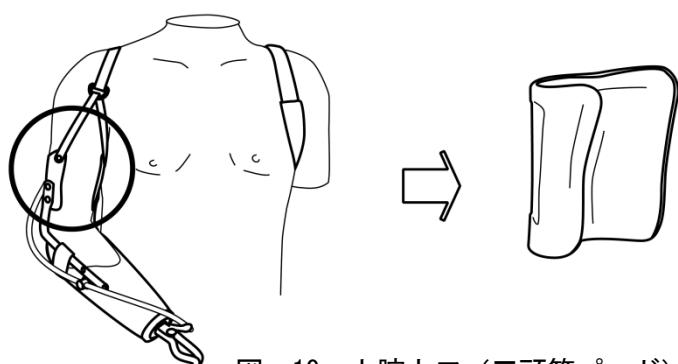


図-19 上腕カフ（三頭筋パッド）

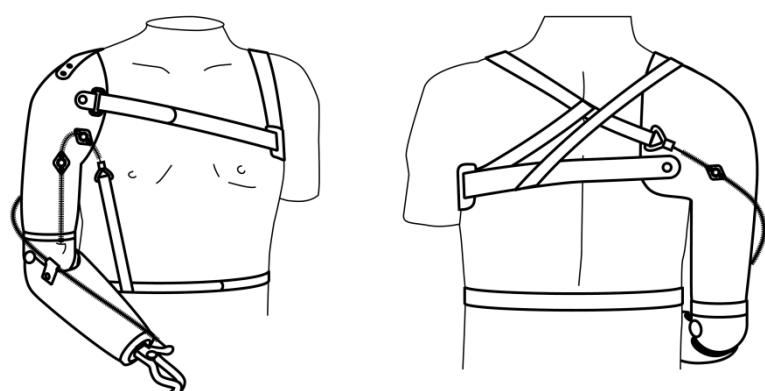


図-20 胸郭バンド式肩ハーネスー式と前腕義手用9字ハーネスー式の組合せ

イ 義足懸垂用部品

- (ア) 使用部品の項目に一式とされているもの（大腿コルセット一式を除く。）は、他の義足懸垂用部品を加えられないこと。（図-21 参照）
- (イ) 使用部品の項目に一式とされていないものは、使用部品の組合せにより加算すること。（図-22、23 参照）
- (ウ) 義足用股吊りの価格は、1本当たりのものであること。
- (エ) 軽便式・下腿義足の懸垂用膝カフは、PTBカフベルトに準じて取り扱うこと。

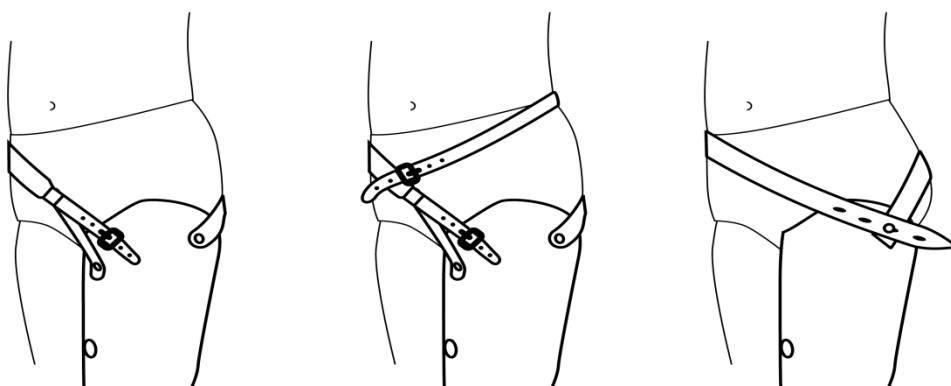


図-21 義足懸垂用部品（シレジアバンドー式の例）

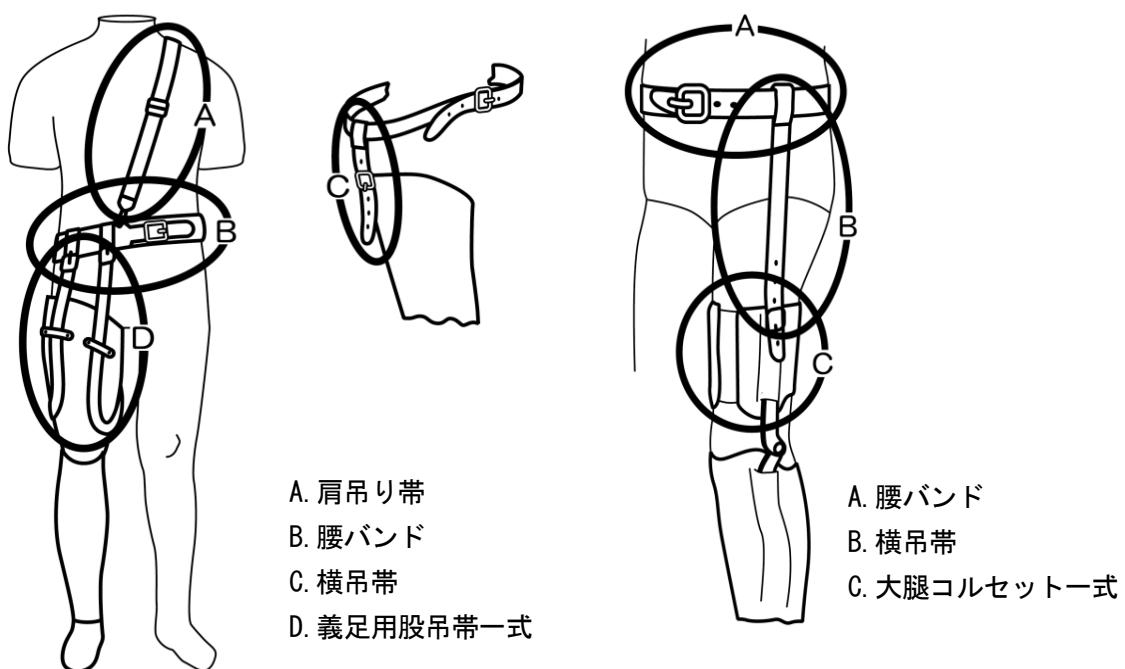


図-22 義足懸垂用部品
(大腿義足・膝義足用)

図-23 義足懸垂用部品
(下腿義足・サイム義足用)

ウ 断端袋

断端袋は、年間の上限額のみが定められているため、特性及び数量にかかわらず、当該額の範囲で一括支給することができる。

⑤ 外装

外装の価格は、外装部位及び使用材料等に応じて「(オ)の外装」から選択すること。ただし、肩部、股部及び足部については、次によること。

ア 肩部

ソケット自体が外装を兼ねる場合は、外装を加算できないこと。(図-24、25 参照)

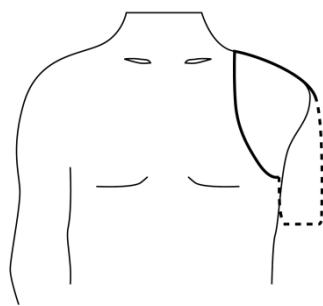


図-24 外装を加算できない事例

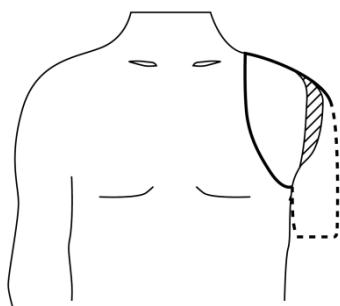


図-25 外装を加算できる事例

イ 股部

ソケット自体が外装を兼ねる場合は、外装を加算できないこと。(図-26、27 参照)

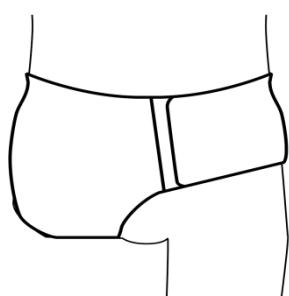


図-26 外装を加算できない事例

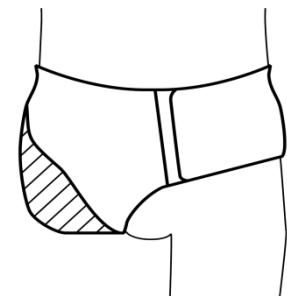


図-27 外装を加算できる事例

ウ 足部

(ア) 足部表革及び裏革については、木製足部の場合に加算することができること。ただし、生活環境等により、特に足部の耐久性を高める必要があると認められる場合は、木製足部以外の足部にも表革及び裏革を加算することができる。

(イ) 足部の外装にリアルソックスを使用する場合は、「オの完成用部品」を加えることができる。

(5) 完成用部品

部品の名称、使用部品、価格等については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品の指定について」の別添「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品」(以下、「完成用部品の指定基準」という。)に定めるところによるものとする。ただし、使用部品の処方に際しては、障害状況や適切な補装具費支給等の観点からの妥当性が求められることから、更生相談所の意見等に基づき決定すること。

処方に際し、完成用部品の比較検討が必要な場合、更生相談所又は市町村が処方箋等で指示した場合にあっては、借受けの費用を支給することとし、完成用部品のそれぞれについて、修理基準に定める完成用部品の交換に要する上限価格を加算して差し支えないこと。更生相談所又は市町村から処方箋等による明確な指示がない場合、事業者は完成用部品の比較評価を行う必要がないこと。完成用部品の借受けについては、購入又は修理の一部として行うこと。また、完成用部品のうち、再度製作する際に再利用できない部品は、借受けの対象とならないこと。

なお、処方及び製作上特に必要と認められる場合には、骨格構造義肢及び装具の完成用部品を用いることができる。

更生相談所は完成用部品の比較検討が必要な場合は処方箋に記載する等、事業者に明確に指示することとし、事業者が更生相談所の指示なく比較評価をした場合は、その費用を支給できること。

【完成用部品における借受けに要する費用の算定例】

完成用部品価格が6万円の手先具Aと8万円の手先具Bを比較評価した場合

(手先具の減価償却期間) 耐用年数1年×2／3=8月

- ・ Aの借受け費用：6万円／8月×0.5月=3,750円
 - ・ Bの借受け費用：8万円／8月×0.5月=5,000円
 - ・ 完成用部品の交換：3,000円（手先具部品）×2=6,000円
- 合計：14,750円（購入に要する費用の一部として算入）

① 義手用部品

- ア 肩継手部品のうち支柱の価格は、1本当たりのものであること。
- イ 肩継手部品のうち支柱以外の部品は、一組又はセットの価格であること。
- ウ 手継手は、一組の価格であること。
- エ 作業用の手先具は、3個を限度として必要な数だけ加算することができる。
- オ フック用先ゴムは1本当たりの価格とし、当分の間、6ヵ月分を限度として必要な数だけ一括支給することができる。

② 義足用部品

- ア 股継手部品のうち支柱の価格は、1本当たりのものであること。
- イ 股継手部品のうち支柱以外の部品は、一組又はセットの価格であること。

(参考) 殻構造義肢の基本工作法から考えられる必要な設備等

殻構造義肢の基本工作法における各工程に係る作業内容を遂行するために必要となる、標準的な設備等については、以下を参照すること。

工 程	作業の内容	設 備
(ア) 断端の観察	断端の表面の状況（筋收縮時と弛緩時の形状変化、知覚の状況等）、関節の運動機能（屈曲、伸展、内転、外転等の関節可動域や筋力等）の状況並びに肢位の観察及び特徴の把握、筋肉の走路及び筋電位出力の確認（電動式）	
(イ) 採寸及び投影図の作成	製作に必要な寸法（断端の周径、断端長）及び角度を測定及び情報カードへの記録と投影図の作成（トレースのほか前後左右からの写真撮影による断端形状の正確な把握も必要）	
(ウ) 採型	ギプス包帯法による断端の採型及び陰性モデルの順型（石膏の盛り削り修正）、陽性モデルの注型及び取出し並びに陽性モデルの修正 ※断端の採型に当たっては、良肢位を保つため採型治具や補助具を用いる場合がある。また、断端の正確な形状を得るために場合によっては複数の義肢装具士が行う必要がある。	
(エ) 適合のチェック	チェックソケットの製作、チェックソケットによる適合のチェック（断端の筋、軟部組織の状態、体重支持、疼痛の有無、関節可動域、トリミングライン、電極の位置等）及び修正並びに継手位置の設定	真空成型機 カービングマシン 電気オーブン
(オ) 陽性モデルの製作	チェックソケットへのギプスの注型、陽性モデルの修正、表面の仕上げ及び乾燥	
(カ) ソケット製作	陽性モデルへの積層材の被覆、強化材の付加、PVAバッグの被覆、樹脂注型、取外し、ソケットトリミング及び電極ダミーの設定（電動式） ※ソケット構造によっては、完成用部品のコネクタ等支持部材を組み込み、注型を行う。この際、強度を確保するために、アライメント復元治具を用いて位置設定を行う。	真空ポンプ
(キ) 支持部材の外形の形成及び要素の結合	義手：パラフィン、プラスチックフォーム、ギプス等による支持部芯材外形の形成及び要素の結合並びにバッテリ及びコントローラ収納場所の確保（電動式） 義足：股継手、膝継手、足部等の機能部品の支持部材による結合及び足部の調整	カービングマシン
(ク) 組立て	義手：継手等各部の組合せ及び結合、ハーネスの取付け 足部：アライメントカップリングの取付け、ベンチアライメントの設定、各部の組合せ及び結合、懸垂装置の取付け並びに角度調整	ミシン
(ケ) 仮合せ	義手：ソケットトリミングの修正、ハーネスの調整、機能の点検、義手操作の基本指導及び適合の修正並びに電極の位置確認及び感度調整（電動式） 義足：アライメントの調整、適合の点検及び修正、各部の機能の点検並びに起立及び歩行の基本動作の指導 ※義肢部品等の名称と機能の説明及びソケット等の装着方法の指導、留意事項の説明 ※スタティックアライメントの調整の後、安定した歩行を得るためにダイナミックアライメントを決定する。	
(コ) 外装及び仕上げ	義手：外形の研削、積層材の被覆及び樹脂注型並びに感度調整用窓加工（電動式） 義足：アライメントカップリングの取外し、外形の形成及び外装	

(サ) 適合検査	適合、アライメント及び機能の最終点検並びに動作及び操作の確認	
※ 関連業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 義肢の製作に必要な個人情報（氏名、年齢、職業、家族構成、身体状況、住宅環境、生活様式、使用者の希望、連携可能な関係医療機関等）の収集、情報カードへの記載、保管、管理業務 ・ 初期段階で、使用者に義肢を装着するまでの流れについて説明する。 ・ 処方医と連携し、最適な部品等の選択を行う。 ・ 義肢の引渡し後も、定期的なチェック等のフォローアップを行うことが望ましいことを使用者にご理解いただく。 	

製作所には、事務室、工作室等が必要であり、設備を配置した上で十分に動ける面積があること。具体例としては、以下に示す「(参考) 義肢製作所の面積例」を参照すること。(「2骨格構造義肢」、「3装具」についても、これを参照すること。)

設備欄に掲げる設備のほか、必要な工具等（例：復元器、コンターマシン、集塵器、ボール盤、グラインダー、バフグラインダー、溶接器、電動ドリル、パイプカッター、万力、八方ミシン、特殊ミシン、内周計、カップリング、ヒートガン等）を備えていること。(「2骨格構造義肢」、「3装具」についても、これを参照すること。)

(参考) 義肢製作所の面積例

室名等	面積(坪数)	備考
事務室	16.5 m ²	5坪 受付、一般事務、待合室
採型室	16.5 m ²	5坪 測定、仮合せ、試歩行
工作室		
ギプス作業室	9.9 m ²	3坪 型流し、陽性モデル修正
機械室	9.9 m ²	3坪 集塵設備
一般組立室	19.8 m ²	6坪 作業台2台（義肢装具士2名以上）
倉庫	9.9 m ²	3坪 材料保管

2 骨格構造義肢

(1) 製作工程

骨格構造義肢は、「アの基本工作法」により、「エの製作要素価格」及び「オの完成用部品」からそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。

(2) 価格構成

告示の基本価格及び製作要素価格は、「使用材料費」及び「製作加工費」によって構成されていること。

○使用材料費

素材費	義肢材料リストによる素材購入費
素材のロス	素材の正味必要量に対する割増分（ロス分）
小物材料費	個々の要素加工に対して使用量を決め難い材料費（糸、釘、ビス、ナット、油脂等）
材料管理費	素材の購入及び保管に要する経費

○製作加工費

作業人件費	製作を遂行するために必要な正味作業時間相当人件費（給与、賞与、退職手当、法定福利費等）
作業時間の余裕割増	製作の準備、段取り、清掃、作業上の整理及び生理的余裕等の作業時間相当人件費
製造間接費	光熱水費、冷暖房費、クリーニング費、減価償却費等
管理販売経費	完成品の保管、販売に要する経費

また、骨格構造義肢の価格は、次のように構成されていること。

$$\text{骨格構造義肢の価格} = \text{基本価格} + \text{製作要素価格} + \text{完成用部品価格}$$

基本価格	採型使用材料費及び骨格構造義肢の名称、型式別に設けられている基本工作中に要する加工費の計
製作要素価格	材料の購入費及び当該材料を骨格構造義肢の形態に適合するように行う加工、組合せ、結合の各作業によって発生する価格の計
完成用部品価格	完成用部品の購入費及び当該部品の管理等に要する経費の計

義肢は身体障害者用物品として消費税が非課税であるため、骨格構造義肢の価格は、「イの採型区分」による「ウの基本価格」に「エの製作要素価格」及び「オの完成用部品」のそれぞれ使用する材料、部品の価格を合算した額の 100 分の 106 に相当する額を上限とすること。（図-28 参照）

「100 分の 106 に相当」の趣旨は、骨格構造義肢を製作するに当たって必要な材料及び部品等の購入には消費税が課税されているものの、販売時には非課税となるため、当該仕入れに係る消費税相当分を考慮したものであること。

骨格構造義肢の構成は価格体系に基づくものであること。（図-29、30 参照）

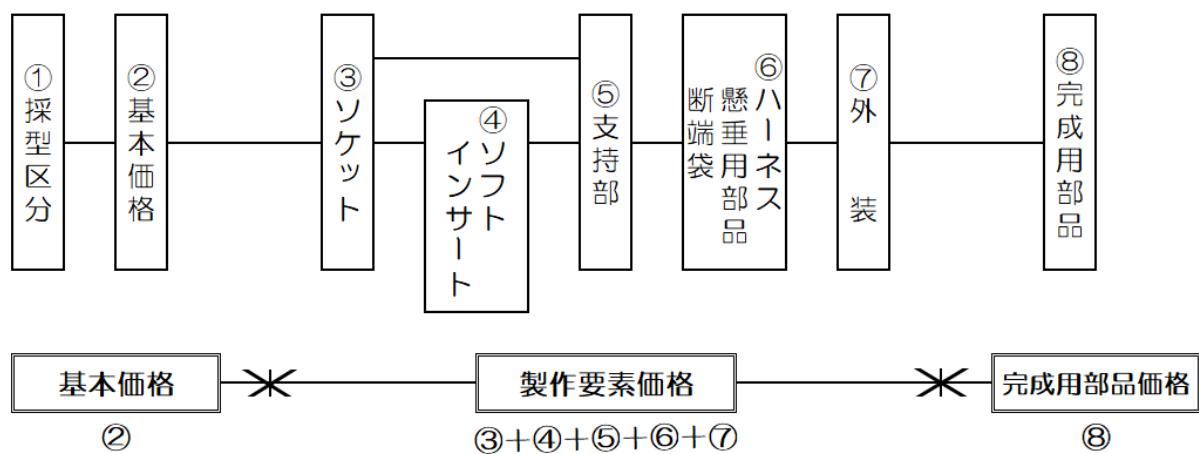


図-28 骨格構造義肢の価格体系

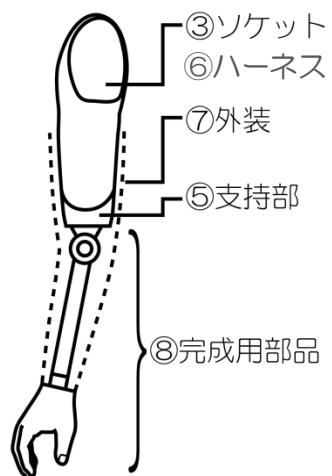


図-29 骨格構造義手の構成例

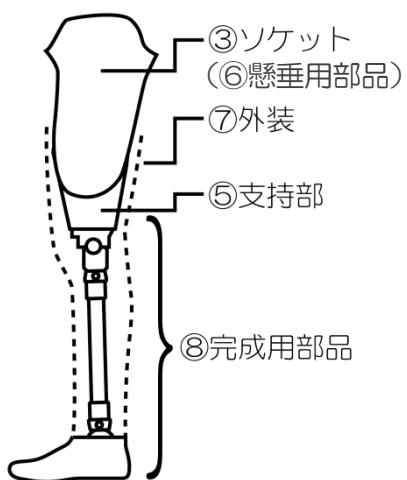


図-30 骨格構造義足の構成例

(3) 基本価格

① 義手

ア 義手の基本価格は、「イの採型区分」(図-31 参照)に基づきそれぞれ製作する義手の型式ごとに決定し、「ウの基本価格」から選択すること。

イ 頸上懸垂式ソケットとは、ミュンスター式及びノースウェスタン式のように上腕骨頸部を包み込み、懸垂機能をソケット自体が持つものであること。

ウ スプリットソケットとは、前腕極短断端に使用されるものでソケットと前腕支持部が分離しており、倍動式肘継手又は断端操作式能動肘継手を持つものであること。

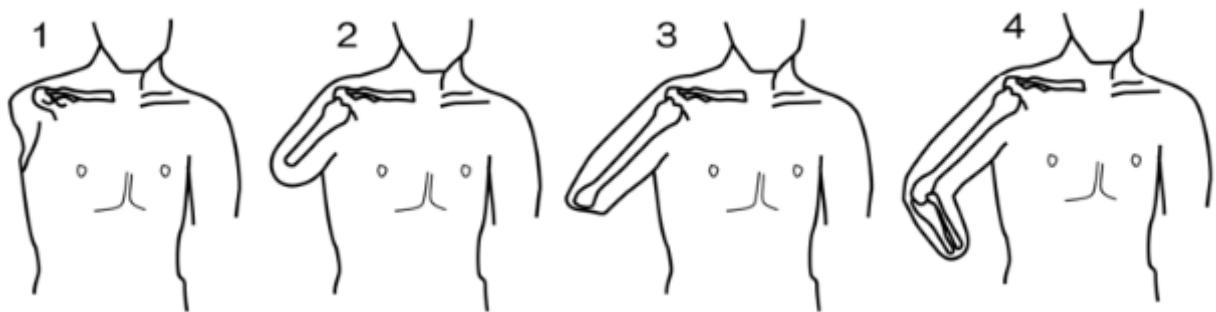


図-31 義手の採型区分

② 義足

- ア 義足の基本価格は、「イの採型区分」(図-32 参照)に基づきそれぞれ製作する義足の型式ごとに決定し、「ウの基本価格」から選択すること。
- イ キップシャフトは、下肢切断短断端で断端に屈曲拘縮がみられる場合に、座位姿勢を取ることを目的として、断端末近くに継手装置を取り付ける構造のもので、他の方法では代替できない場合に限ること。
- ウ 坐骨収納型ソケットは、坐骨結節から恥骨枝の一部（骨盤の一部分）と大転子（大腿骨）をソケット内に納め、かつ大腿骨を内転位に保持することにより、歩行中における義足側の体重負荷に対する安定性を高められるよう設計されたものであること。
- エ 大腿支柱付きは、断端に対する負荷を軽減する目的で使用されるものであること。
- オ 大腿義足・膝義足に、ソフトインサートのシリコーン又は完成用部品のライナーを用いた場合は、ライナー式により取り扱うこと。
- カ 下腿義足で、全面が接触するよう製作したものについてはT S B式により取り扱うこと。なお、懸垂方法として、「エの製作要素価格」の「(エ)の義手用ハーネス及び義足懸垂用部品」の義足懸垂用部品を組み合わせても良いこと。ただし、P T S式又はK B M式の義足懸垂方法を用いるときには、型式に合わせて取り扱うこと。

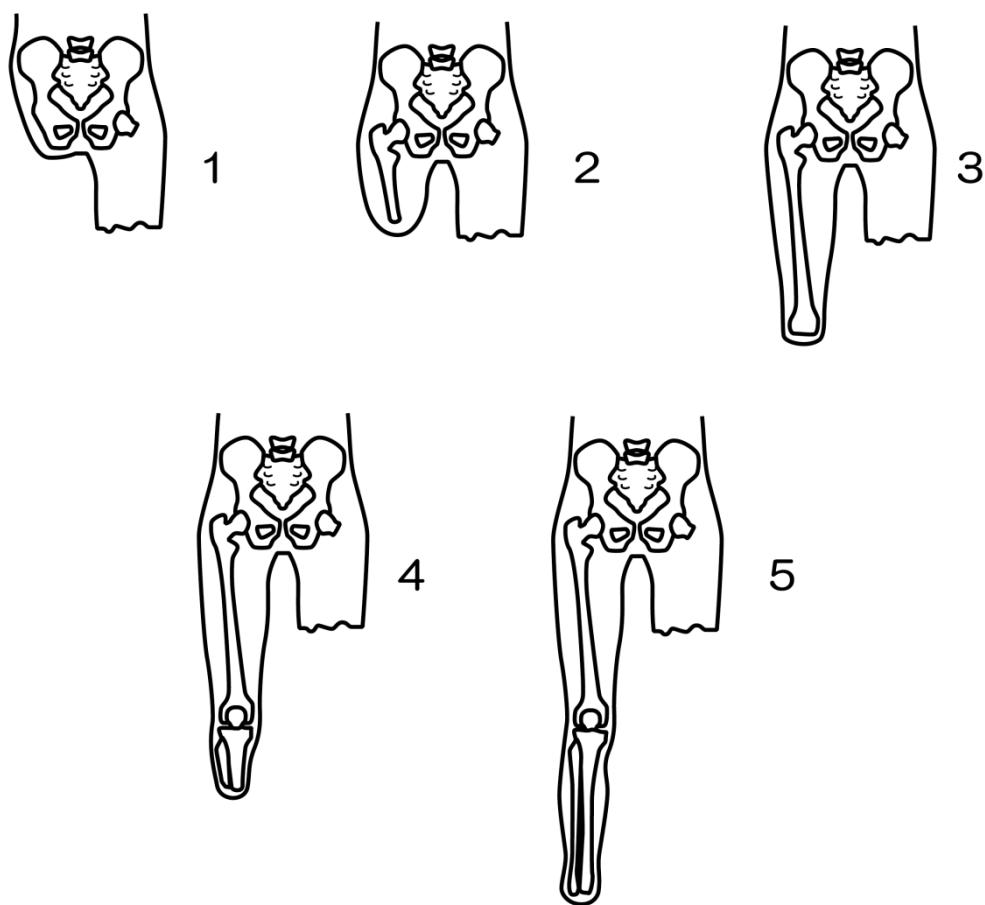


図-32 義足の採型区分

(4) 製作要素価格

① ソケット

ア ソケットの価格は、「イの採型区分」に基づきソケットの使用材料ごとに「(ア)のソケット」から選択すること。

イ 二重式ソケットは、断端の表面を均等に受けるようにするものとし、支持部に取り付け、変形を防止するためにプラスチック等硬質の材料を使用すること。なお、二重式ソケットの価格は、採型区分ごとに外ソケットと内ソケットの各使用材料の価格を合算した額とすること。

ウ 热硬化性樹脂とは、F.R.P.（繊維強化プラスチック）のこと、樹脂注型されたものであること。

エ 热可塑性樹脂とは、板状の樹脂が加熱成形されたものであること。

オ 完成用部品のソケットを用いる場合は、完成用部品価格に原材料価格を含むことから、ソケットの製作要素価格は原材料相当分を差し引いた、上限価格の40%の範囲内で算定すること。

② ソフトインサート

ア ソフトインサートの価格は、「イの採型区分」に基づきソフトインサート

の使用材料ごとに「(イ)のソフトインサート」から選択すること。

イ 軟性発泡樹脂とは、P.E.ライト等のスポンジ材であること。

ウ ソフトインサートとは、骨突起部、断端末等の除圧のために部分的に当てるものではなく、断端の全体を覆うものであること。

エ 義手用及び義足用のソフトインサートの使用は、断端の表面の状況によりソケットのみでは不適合を生じる場合に限ること。

オ シリコーンとは、F.R.P.同様に樹脂注型されたものであり、完成用部品のライナーを加えられないこと。

③ 支持部

支持部は、それぞれ製作する義手又は義足の型式ごとに「(ウ)の支持部」から選択すること。

④ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品並びに断端袋

義手用ハーネス及び義足懸垂用部品並びに断端袋の取扱いについては、1の殻構造義肢に準ずること。

⑤ 外装

ア 外装は、フォームカバー又は熱可塑性樹脂を用いる場合にのみ加えること。

イ フォームカバーは、皮革を当てる等の耐久性を持たせる工夫を施すこと。

ウ 外装に用いるフォームカバー又は熱可塑性樹脂は、調整及び修理を考慮して簡単に着脱できる構造にすること。

エ 外装にリアルソックスを使用する場合は、「オの完成用部品」を加えること。

(5) 完成用部品

部品の名称、使用部品価格等については、完成用部品の指定基準に定めるところによるものとする。ただし、使用部品の処方に際しては、障害状況や適切な補装具費支給等の観点からの妥当性が求められることから、更生相談所の意見等に基づき決定すること。

処方に際し、完成用部品の比較検討が必要な場合、更生相談所又は市町村が処方箋等で指示した場合にあっては、借受けの費用を支給することとし、完成用部品のそれについて、修理基準に定める完成用部品の交換に要する上限価格を加算すること。更生相談所又は市町村から処方箋等による明確な指示がない場合、事業者は完成用部品の比較評価を行う必要がないこと。完成用部品の借受けについては、購入又は修理の一部として取扱うこと。また、完成用部品のうち、再度製作する際に再利用できない部品は、借受けの対象とならないこと。

なお、処方及び製作上特に必要と認められる場合には、殻構造義肢及び装具の完成用部品を用いることができること。また、作業用の手先具は3個を限度として必要な数だけ加算することができる。

更生相談所は完成用部品の比較検討が必要な場合は処方箋に記載する等、事業者に明確に指示することとし、事業者が更生相談所の指示なく比較評価をした場合は、その費用を支給できること。

【完成用部品における借受けの算定の例】

完成用部品価格が24万円の膝継手Aと36万円の膝継手Bを比較評価し、6万円の足部Xと12万円の足部Yを比較評価した場合

(膝継手の減価償却期間) 耐用年数3年×2／3=24月

(足部の減価償却期間) 耐用年数1.5年×2／3=12月

・ Aの借受け費用：24万円／24月×0.5月=5,000円

・ Bの借受け費用：36万円／24月×0.5月=7,500円

・ Xの借受け費用：6万円／12月×0.5月=2,500円

・ Yの借受け費用：12万円／12月×0.5月=5,000円

・ 完成用部品の交換：2,900円×4=11,600円

○合計：31,600円 (購入に要する費用の一部として算入)

(参考) 骨格構造義肢の基本工作法から考えられる必要な設備等

骨格構造義肢の基本工作法における各工程に係る作業内容を遂行するために必要となる、標準的な設備等については、以下を参照すること。

工 程	作業の内容	設 備
(ア) 断端の観察	断端の表面の状況（筋収縮時と弛緩時の形状変化、知覚の状況等）、関節の運動機能（屈曲、伸展、内転、外転等の関節可動域や筋力等）の状況並びに肢位の観察及び特徴の把握	
(イ) 採寸及び投影図の作成	製作に必要な寸法（断端の周径、断端長）及び角度の測定並びに情報カードへの記録並びに投影図の作成（トレースのほか前後左右からの写真撮影による断端形状の正確な把握も必要）	
(ウ) 採型	ギプス包帯法による断端の採型及び陰性モデルの順型（石膏の盛り削り修正）、陽性モデルの注型及び取出し並びに陽性モデルの修正 ※断端の採型に当たっては、良肢位を保つため採型治具や補助具を用いる場合がある。また、断端の正確な形状を得るために場合によっては複数の義肢装具士が行う必要がある。	
(エ) 適合のチェック	チェックソケットの製作、チェックソケットによる適合のチェック（断端の筋、軟部組織の状態、体重支持、疼痛の有無、関節可動域、トリミングライン等）及び修正並びに継手位置の設定	真空成型機 カービングマシーン 電気オーブン
(オ) 陽性モデルの製作	チェックソケットへのギプスの注型、陽性モデルの修正、表面の仕上げ及び乾燥	
(カ) ソケットの製作	陽性モデルへの積層材の被覆、強化材の付加、PVAバッグの被覆、樹脂注型、取外し及びソケットトリミング ※ソケット構造によっては、完成用部品のコネクタ等支持部材を組み込み、注型を行う。この際、強度を確保するために、アライメント復元治具を用いて位置設定を行う。	真空ポンプ
(キ) 支持部材の外形の形成及び要素の結合	義手：パラフィン、プラスチックフォーム、ギプス等による支持部芯材外形の形成及び要素の結合 義足：股継手、膝継手、足部等の機能部品の支持部材による結合及び足部の調整	カービングマシーン
(ク) 組立て	義手：継手等各部の組合せ及び結合並びにハーネスの取付け 足部：カップリングの取付け、ベンチアライメントの設定、各部の組合せ及び結合、懸垂装置の取付け並びに角度調整	ミシン
(ケ) 仮合せ	義手：ソケットトリミングの修正、ハーネスの調整及び機能の点検、義手操作の基本の指導並びに適合の修正 義足：アライメントの調整、適合の点検及び修正、各部の機能の点検並びに起立及び歩行の基本動作の指導 ※義肢部品等の名称と機能の説明及びソケット等の装着方法の指導、留意事項の説明 ※スタティックアライメントの調整の後、安定した歩行を得るためにダイナミックアライメントを決定する。	
(コ) 外装及び仕上げ	義手：フォームカバーの穴堀り及び外形の研削、積層材の被覆 義足：アライメントカップリングの取外し、外形の形成及び外装	カービングマシーン
(サ) 適合検査	適合、アライメント及び機能の最終点検並びに動作及び操作の確認	
※ 関連業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 義肢の製作に必要な個人情報（氏名、年齢、職業、家族構成、身体状況、住宅環境、生活様式、使用者の希望、連携可能な関係医療機関等）の収集、情報カードへの記載、保管、管理業務 ・ 初期段階で、使用者に義肢を装着するまでの流れについて説明する。 ・ 処方医と連携し、最適な部品等の選択を行う。 ・ 義肢の引渡し後も、定期的なチェック等のフォローアップを行うことが望ましいことを使用者にご理解いただく。 	

3 装具（オーダーメイド）

(1) 製作工程

装具は、「アの基本工作法」により、「エの製作要素価格」及び「オの完成用部品」からそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。

(2) 価格構成

告示の基本価格及び製作要素価格は、「使用材料費」及び「製作加工費」によって構成されていること。

○使用材料費

素材費	装具材料リストによる素材購入費
素材のロス	素材の正味必要量に対する割増分（ロス分）
小物材料費	個々の要素加工に対して使用量を決め難い材料費（糸、釘、ビス、ナット、油脂等）
材料管理費	素材の購入及び保管に要する経費

○製作加工費

作業人件費	製作を遂行するために必要な正味作業時間相当人件費（給与、賞与、退職手当、法定福利費等）
作業時間の余裕割増	製作の準備、段取り、清掃、作業上の整理及び生理的余裕等の作業時間相当人件費
製造間接費	光熱水費、冷暖房費、クリーニング費、減価償却費等
管理販売経費	完成品の保管、販売に要する経費

また、装具の価格は、次のように構成されていること。

装具の価格 = 基本価格 + 製作要素価格 + 完成用部品価格

基本価格	採型（又は採寸）使用材料費及び装具の名称、採型区分別に設けられている基本工作に要する加工費の計
製作要素価格	材料の購入費及び当該材料を身体の形態に適合するように行う加工、組合せ、結合の各作業によって発生する価格の計
完成用部品価格	完成用部品の購入費及び当該部品の管理等に要する経費の計

装具（オーダーメイド）は身体障害者用物品として消費税が非課税であるため、装具の価格は、「イの採型区分」による「ウの基本価格」に「エの製作要素価格」及び「オの完成用部品」のそれぞれ使用する材料、部品の価格を合算した額の100分の106に相当する額を上限とすること。（図-33 参照）

「100分の106に相当」の趣旨は、装具を製作するに当たって必要な材料及び部品等の購入には消費税が課税されるものの、販売時には非課税となるため、当該仕入れに係る消費税相当分を考慮したものであること。

装具の構成は価格体系に基づくものであること。

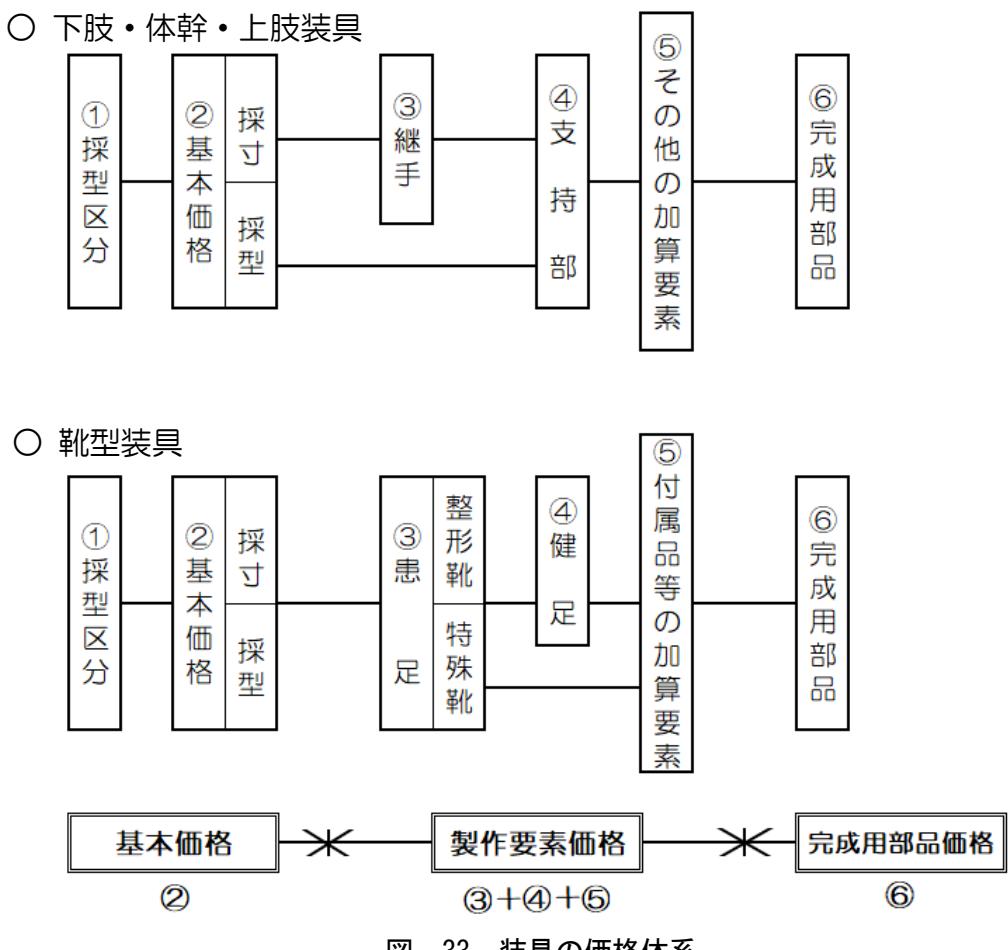


図-33 装具の価格体系

(3) 基本価格

① 共通事項

ア 装具の基本価格は、「イの採型区分」に基づき採寸又は採型のいずれかに決定し、「ウの基本価格」から選択すること。

イ 採型区分は、装具の製作のために身体の採寸又は採型を必要とする最小限の区分を選択すること。

ウ 下肢装具、靴型装具及び上肢装具の基本価格は、片側を1単位として算定することができる。ただし、両側骨盤帶長下肢装具は基本価格を「A-10」で算定すること。

エ 下肢装具「B Denis-Browne (デニスブラウン) 型」については、「A-7a」を2単位(両側の採型又は採寸)で算定すること。

オ 採寸とは、「アの基本工作法」に基づいた採寸に必要な工程のなかで、「(イ)の採寸及び投影図の作成」が行われるものであること。

カ 採型とは、「アの基本工作法」に基づいた採型に必要な工程のなかで、「(イ)の採型」及び「(エ)の陽性モデルの製作」が行われるものであること。

なお、実際に採型を行ったものであっても、陽性モデルの製作及び修正が行われない場合には、採寸の価格とすること。

- キ 2種類以上の装具を組み合わせた装具の場合は、それぞれの基本価格のうち最も高いもので算定することとし、それぞれの基本価格を加算できないこと。ただし、両長下肢装具に体幹装具（骨盤帯を除く。）を組み合わせる場合は、体幹装具の基本価格に下肢装具の基本価格「A-10」を加算することができる。
- ク カーボン製装具は、筋力の著しい低下が認められる等により医師が必要であると判断し、処方箋に明記している場合に限り、算定することができる。ただし、チェック用装具のための完成用部品の加算はできないこと。

カーボン製装具は、樹脂注型により個別に成形されたもの並びにオートクレープ方式等にてプリプレグカーボン等を使い、個別に成形されたものであること。

② 下肢装具

ア 下肢装具の基本価格は、「イの採型区分」(図-34 参照)により決定すること。

イ 採型区分と名称の関係は、概ね次のとおりであること。

A-1 股装具	A-2 骨盤帶長下肢装具（片側）
A-3 長下肢装具	A-4 膝装具
A-5 短下肢装具（大腿骨頸部を覆うものに限る。）	
A-6 短下肢装具	A-7 足装具
A-8 股関節外転装具（膝関節屈曲型。児童に限る。）	
A-9 股関節外転装具（膝関節伸展型。児童に限る。）	
A-10 骨盤帶長下肢装具（両側）	

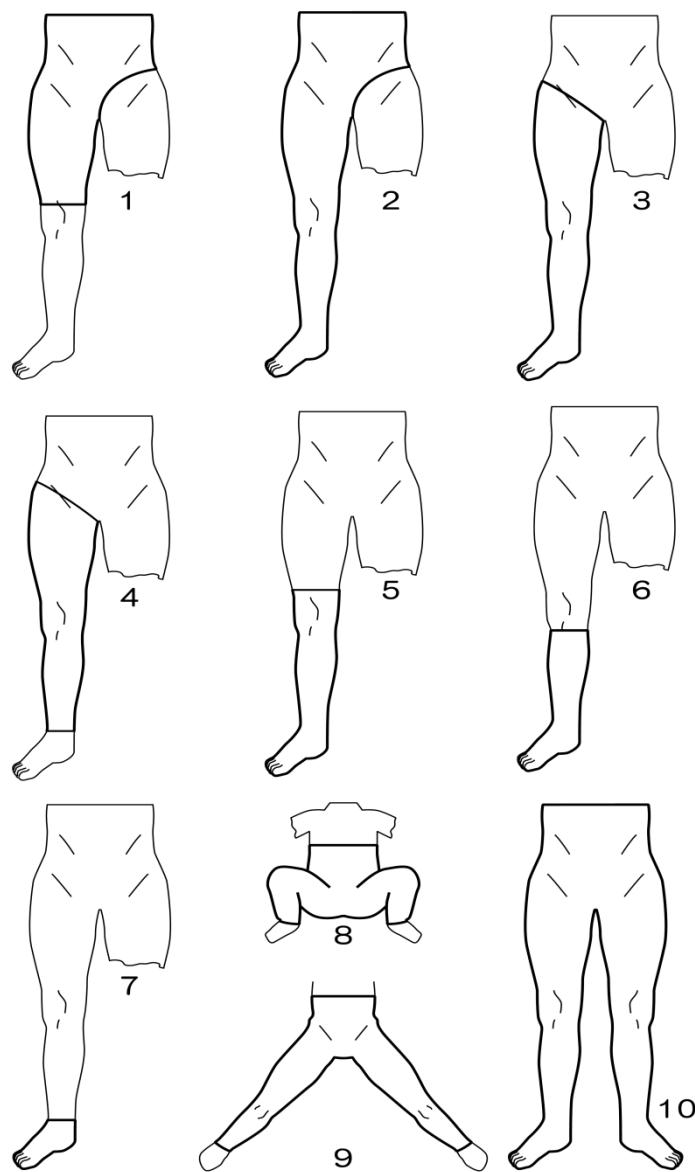


図-34 下肢装具の採型区分

③ 靴型装具

ア 靴型装具の基本価格は、「イの採型区分」(図-35 参照)により決定すること。

イ 靴型装具の基本価格は、右又は左の片側を1単位として算定すること。

ウ 採型区分と名称の関係は、概ね次のとおりであること。

B-1 長靴、半長靴、チャッカ靴 B-2 短靴

エ 健足は採寸で取り扱うこと。

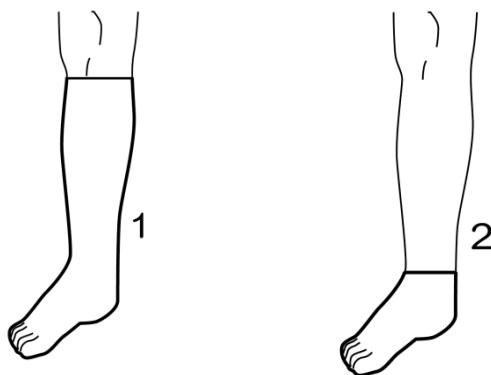


図-35 靴型装具の採型区分

④ 体幹装具

ア 体幹装具の基本価格は、「イの採型区分」(図-36 参照)により決定すること。

イ 採型区分と名称の関係は、概ね次のとおりであること。

C-1 頸椎装具（胸腰仙椎装具付） C-2 頸胸椎装具

C-3 頸椎装具（カラー）

C-4 胸腰仙椎装具（肩ベルト付）

C-5 胸腰仙椎装具 C-6 腰仙椎装具、仙腸装具

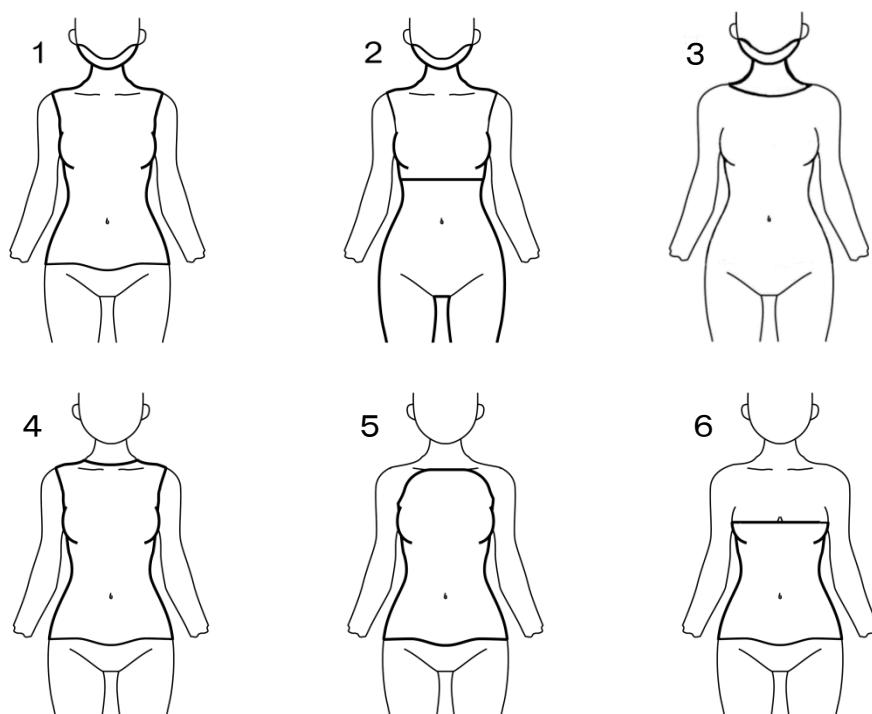


図-36 体幹装具の採型区分

⑤ 上肢装具

ア 上肢装具の基本価格は、「イの採型区分」(図-37 参照)により決定すること。

イ 採型区分と名称の関係は、概ね次のとおりであること。

D-1 肩装具	D-2 肘装具（手部付）、BFO
D-3 肘装具	D-4 手関節装具
D-5 手装具	D-6 指装具

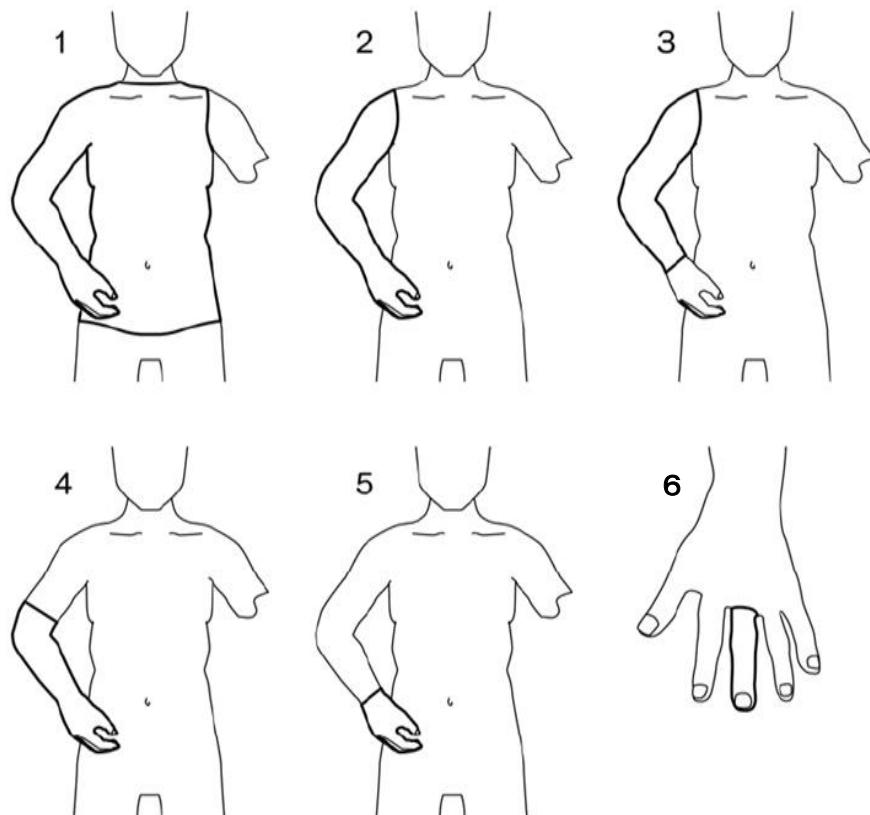


図-37 上肢装具の採型区分

(4) 装具の製作要素価格

① 下肢装具

ア 繼手

(ア) 固定式継手

a 固定式継手とは、一本棒状の金属支柱をもち、全く動きのない継手であること。(図-38 参照)

b 固定式継手は、継手のない支柱を用いる場合にのみ加算できること。

(イ) 遊動式継手

a 遊動式継手とは、可動性をもつ継手であること。(図-39 参照)

b 遊動式継手は、継手のある支柱を用いる場合にのみ加算できること。

なお、遊動式継手には固定・遊動切替式の継手も含まれること。

c 鋼線支柱の場合は、遊動式の価格とし、片側を1単位とすること。(図-40 参照)

d 完成用部品に指定されているプラスチック製の継手は、遊動式継手として取り扱うこと。(プラスチック継手と完成用部品の併用加算はできないこと。)

e 後方支柱の場合は、片側遊動式として算定すること。つまり、装具1個当たりの価格を1単位とすること。(図-41 参照)

(ウ) プラスチック継手

a プラスチック継手は、ヒンジ式、可撓式及び可撓性のある継手に区分されること。(図-42 参照)

b ヒンジ継手は、片側を1単位として算定すること。

c 可撓式及び可撓性のある継手については、片側プラスチック継手として算定すること。つまり、装具1個当たりの価格を1単位とすること。

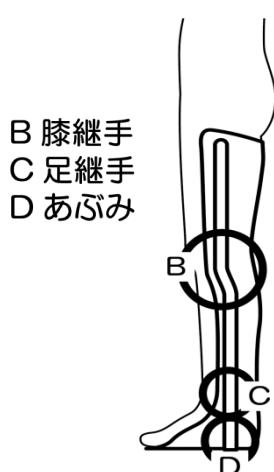


図-38 固定継手の加算方法

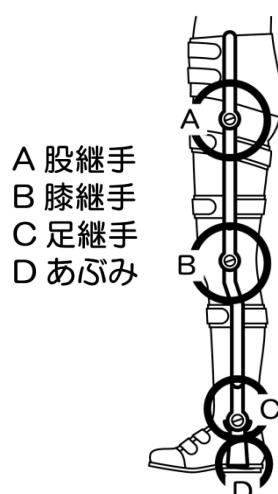


図-39 遊動継手の加算方法

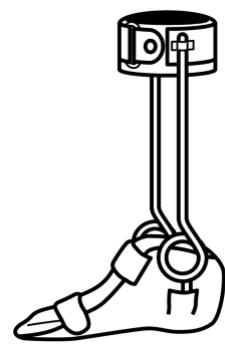


図-40 鋼線支柱
(2単位で算定)

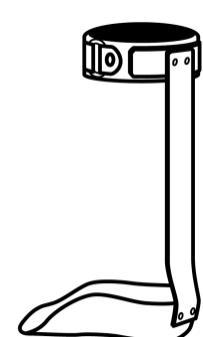
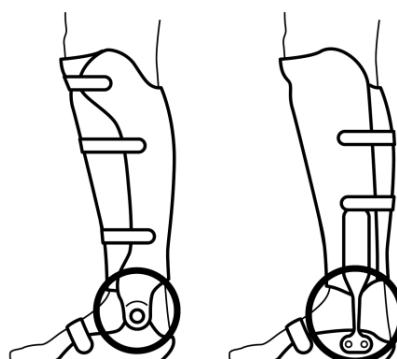


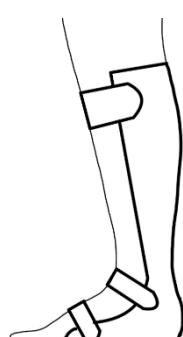
図-41 後方支柱
(1単位で算定)



ヒンジ式
(2単位で算定)



可撓式
(1単位で算定)



可撓性のある継手
(1単位で算定)

図-42 プラスチック継手

イ 支持部

- (ア) 支持部とは肢体を半周又は一周するもので、装具を肢体に固定し、支柱の位置決定及び装具の強度を高めるために用いられるものであること。
- (イ) 半月及び皮革は、それぞれ1カ所を1単位とすること。
- (ウ) カーフベルトは半月を使用する場合のみ算定できることとし、硬性に算定することはできないこと。
- (エ) 熱硬化性樹脂とは、F.R.P.（繊維強化プラスチック）のこととし、樹脂注型されたものであること。
- (オ) 热可塑性樹脂とは、板状の樹脂が加熱成形されたものであること。
- (カ) カーボンとは、C.F.R.P.（炭素繊維強化プラスチック）のこととし、ウェットカーボン又はドライカーボンを指す。支持部をカーボンで製作した場合は、半月と組合せできないこと。
- (キ) あぶみとは、足板又は靴と装具とを連結する足継手より遠位の部分のものであること。なお、歩行用あぶみは、あぶみに準じて取り扱うこと。
- (ク) 足部とは、足部に装着するものであり、すべて支持部とすること。ただし、補高、ヒールの補正及び足底の補正を必要とする場合には、靴型装具の「bの付属品等の加算要素」に準じて取り扱うこと。
- (ケ) 足部覆いとは、被覆部分がMP関節遠位又はMP関節近位までかにかかるわらず、皮革製の足部支持要素（アッパーを有するもの）を有し、つま先部分がないものであること。そのため、足部支持要素を有しているにもかかるわらず、足底装具屋内用ベルトで算定することは適切ではないこと。（足底装具屋内用ベルトとは、足底装具のみを皮革で覆い、皮革ベルトを取り付けたもので、足部支持要素は有しない。）
- (コ) 標準靴とは、一般のレディメイドの靴ではなく、義肢装具材料として販売されている半完成品の靴を加工して靴付きの下肢装具を製作する場合の基準であり、靴自体の価格が含まれていること。
- (サ) 下肢装具の足部について、医師が必要と認める場合に限り、靴型装具の価格を算定することができる。
- (シ) 足底装具のうち「MP関節遠位」とは、MP関節の局所的な除圧が必要な場合等で5趾すべてにおいて基節骨以遠に及ぶものとし、その他は「MP関節近位」で算定すること。
- (ス) 硬性にはベルトの価格が含まれていること。ただし、短下肢装具（硬性）において3本を超えるベルトを使用する場合は、処方箋に必要性が明記されている限りにおいて、超える分につき1本当たりの価格を加算できること。
- (セ) 支持部に完成用部品を使用する場合は、当該支持部の価格の40%の範囲内において、作業技術料を算定できること。あぶみについては、支持部の価格に完成用部品価格を加算できること。

ウ その他の加算要素

- (ア) 膝サポーターを製作する場合は、基本価格に製作要素価格の「c の
その他の加算要素の価格」を合算した額とすること。ただし、遊動式
継手付きの場合は、製作要素価格の「a の継手」を加えること。なお、
膝サポーターについては、レディメイドの膝サポーターでは対応でき
ない場合に限り算定できること。
- (イ) キャリパー及びツイスターで算定する場合は、完成用部品を加えら
れないこと。
- (ウ) T・Yストラップについては、原則として支柱付装具の付属品であ
るが、硬性に用いる場合は、硬性の支持部に含まれるベルト1本分の
価格を差引いた額を上限価格とすること。ただし、修理においては、
ベルト1本分の価格を差引く必要はないこと。なお、「足関節の内反又
は外反を矯正する目的で、支柱（硬性の場合は側壁）に向かって足関
節を引き寄せるT字形又はY字形のストラップ」である場合にのみ算
定できること。
- (エ) 体幹装具以外で骨盤帯を用いる場合は、すべて体幹装具に準じて取
り扱うこと。
- (オ) 懸垂帯を必要とする場合は、1の殻構造義肢の義足懸垂用部品に準
じて取り扱うこと。
- (カ) 補高用足部とは、健肢との大幅な脚長差を補正するために下肢装具
の足部の下方に取り付ける義足部品の足部であり、完成用部品を加え
ることができること。
- (キ) ファンロックは、ダイヤルロックに準じて取り扱うこと。
- (ク) 高さ調整における1か所とは片側を1単位として取り扱い、両側支
柱付の場合は2か所として算定すること。
- (ケ) 足底装具において、屋内で使用する必要がある場合、足底装具屋内
用ベルトを加算できること。なお、足底装具の全面を皮革で覆い、皮
革ベルトを取り付けた場合は、上限価格の2倍の範囲内の額を加算で
きること。足底装具の全面に加え、アッパーを有するものは足部覆い
として算定すること。ただし、足底装具に足部覆いを算定できるのは、
屋内用サンダル等の市販の靴が使用できない場合（変形等がある場合）
に限ること。
- (コ) 装具装着に際し市販品の靴の加工が必要な場合は、加工に要した費
用を算定できること。ただし、市販品の靴は自費で購入すること。

② 靴型装具

ア 製作要素

- (ア) 靴型装具には、患足と健足とがあり、それぞれ短靴、チャッカ靴、
半長靴及び長靴に区分されること。
- (イ) 短靴とは、腰革（側革）の高さが果部より低い靴であること。
- (ウ) チャッカ靴とは、腰革（側革）の高さが果部に及ぶ靴であること。

- (エ) 半長靴とは、腰革（側革）の高さが果部を完全に覆う靴であること。
- (オ) 長靴とは、腰革（側革）の高さが概ね下腿の2／3までかかる靴であること。

イ 患足

- (ア) 右又は左の片側を1単位とすること。
- (イ) 整形靴とは、既製品の靴型（ラスト）を補正して製作されたものであること。
- (ウ) 特殊靴とは、採型した陰性モデルから製作した陽性モデルを基に製作されたものであること。
- (エ) グッドイヤー式及びマッケイ式とは、中底と表底を縫い合わせたものであり、製作要素の価格は、「aの製作要素」の2割増しとすること。
- (オ) 支柱を必要とする場合には、「(ア)の下肢装具の製作要素価格」と「オの完成用部品」を加えること。

ウ 健足

- (ア) 右又は左の片側を1単位とすること。
- (イ) 健足は、「オの完成用部品」を加えられないこと。

エ 付属品等の加算要素

- (ア) 月型の延長とは、通常の月型芯を足先方向又は足関節より上の方向に延長したものであり、それぞれの方向に延長した場合であっても当該価格で取り扱うこと。
- (イ) スチールバネ入りとは、足関節の側方安定性を向上させる目的で附加されたものであり、使用本数にかかわらず1単位とすること。
- (ウ) ベルトは3本までを本体に含むものとし、3本を超えるベルトを使用する場合は、処方箋に必要性が明記されている限りにおいて、超える分につき1本当たりの価格を加算できること。

(エ) 補高

- a 敷き革式とは、靴の内部に挿入するものであること。
 - b 靴の補高とは、靴の表底に補高を貼り合わせるものであり、健足補高もこれに準じて取り扱うこと。基本価格は算定できないこと。
- (オ) 靴型装具の構成要素には、足部に適合させるためのインソールも含むことから、足底装具を加算することは出来ないこと。

③ 体幹装具

ア 支持部

- (ア) 支持部について、2種類以上の種類を組み合わせた場合は個々の価格のうち最も高い価格で算定すること。
- (イ) 軟性は、キャンバス及びメッシュの区分がないこと。
- (ウ) 骨盤支持部は、側弯症装具の場合に限り加算できること。なお、ミルウォーキー型については、他の支持部を加算することができないこと。

【ミルウォーキー型の算定例】

基本価格「C－6 採型」、支持部「骨盤支持部」、その他の加算要素「ミルウォーキー型付属品一式」、完成用部品

【モールドジャケットタイプの側弯症装具の算定例】

基本価格「C－5 採型」、支持部「胸腰仙椎支持部」及び「骨盤支持部」、
その他の加算要素「胸椎パッド」及び「腰椎パッド」

(エ) ジュエット型の場合は、胸腰仙椎支持部のフレームの価格で算定すること。

(オ) 支持部に完成用部品を使用する場合は、当該支持部の価格の40%の範囲内において、作業技術料を算定できること。

イ その他の加算要素

(ア) 高さ調整とは、容易に調整可能なものであり、頸椎装具（カラーを除く。）についてのみ加算することができる。なお、価格は1カ所当たりのものであること。

(イ) バタフライについては、硬性又はフレームの場合にのみ加算することができる。

(ウ) 側弯症装具付属品のうち、アウトリガー及び支柱については、完成用部品を加算することができる。

(エ) ミルウォーキー型付属品一式により算定しない場合でも、必要な付属品を個別に加算することができる。

④ 上肢装具

ア 繼手

上肢装具の継手については、下肢装具の継手の取扱いに準じること。ただし、MP継手及びIP継手については、装具1個当たりの価格を1単位とすること。

イ 支持部

(ア) 胸郭支持部及び骨盤支持部は、右又は左の半身を1単位とすること。なお、胸郭支持部及び骨盤支持部を加算する場合は、体幹装具に関する他のものを加えられないこと。（図-43 参照）

(イ) 半月及び皮革は、それぞれ1カ所を1単位とすること。

(ウ) カフベルトは半月を使用する場合のみ算定できることとし、硬性に算定することはできないこと。

(エ) 支持部に完成用部品を使用する場合は、当該支持部の価格の40%の範囲内において、作業技術料を算定できること。

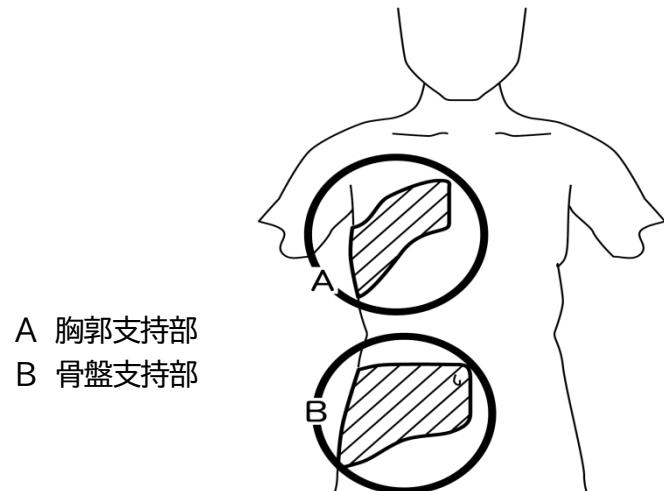


図-43 支持部の区分

ウ その他の加算要素

- (ア) 肘サポーターを製作する場合は、基本価格に製作要素価格の「c の その他の加算要素の価格」を合算した額とすること。ただし、遊動式 繼手付きの場合は、製作要素価格の「a の継手」を加えること。なお、 肘サポーターについては、レディメイドの肘サポーターでは対応でき ない場合に限り算定できること。
- (イ) 基節骨パッド及び中・末節骨パッドは、片手当たりの価格を 1 単位 とすること。(図-44 参照)
- (ウ) アウトリガーの価格は、1 力所当たりのものであること。(図-45 参照)
- (エ) 伸展・屈曲補助バネの価格は、1 本当たりのものであること。ただ し、輪ゴムを用いる場合は、装具 1 個当たりの価格を 1 単位とするこ と。(図-46 参照)
- (オ) 懸垂帯を用いる場合は、殻構造義肢の購入基準の懸垂用部品に準じ て取り扱うこと。

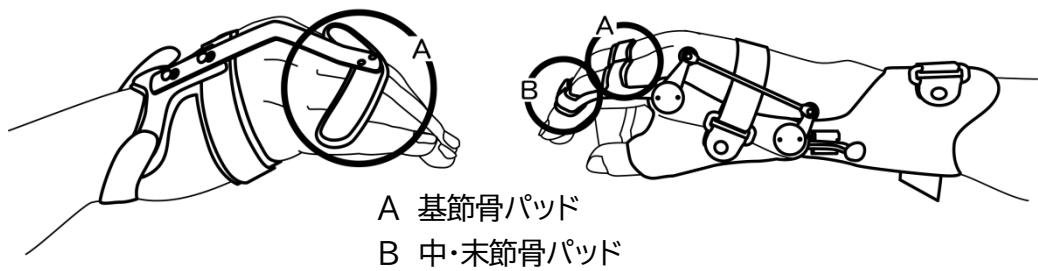


図-44 基節骨パッド及び中・末節骨パッド

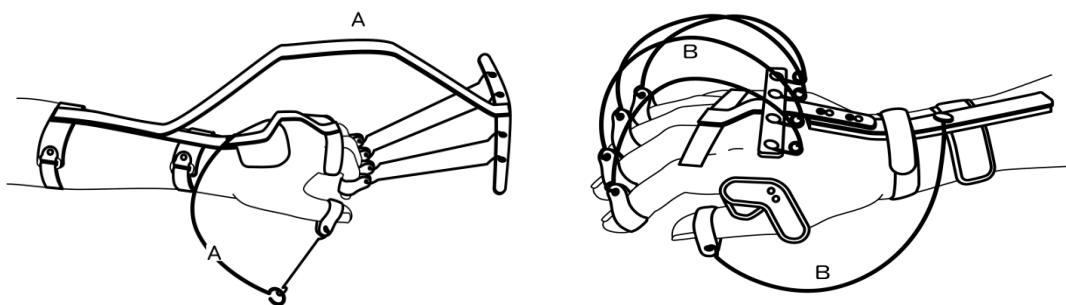


図-45 アウトリガー（A）

図-46 伸展・屈曲補助バネ（B）

(5) 完成用部品

部品の名称、使用部品、価格等については、完成用部品の指定基準に定めるところによるものとすること。ただし、使用部品については、障害状況や適切な補装具費支給等の観点からの妥当性が求められることから、更生相談所の意見等に基づき決定すること。

処方に際し、完成用部品の比較検討が必要な場合、更生相談所又は市町村が処方箋等で指示した場合にあっては、借受けの費用を支給すること。更生相談所又は市町村から処方箋等による明確な指示がない場合、事業者は完成用部品の比較評価を行う必要がないこと。完成用部品の借受けについては、購入又は修理の一部として取扱うこと。また、完成用部品のうち、再度製作する際に再利用できない部品は、借受けの対象とならないこと。

なお、処方及び製作上特に必要と認められる場合には、殻構造義肢及び骨格構造義肢の完成用部品を用いることができる。

更生相談所は完成用部品の比較検討が必要な場合は処方箋に記載する等、事業者に明確に指示することとし、事業者が更生相談所の指示なく比較評価をした場合は、その費用を支給できること。

(参考) 装具の基本工作法から考えられる必要な設備等

装具の基本工作法における各工程に係る作業内容を遂行するために必要となる、標準的な設備等については、以下を参照すること。

(1) 靴型装具以外の装具

工 程	作業の内容	設 備
(ア) 患肢及び患部の観察	患部の表面の状況（知覚の状況等）、関節の運動機能（屈曲、伸展、内転、外転等の関節可動域や筋力等）の状況並びに肢位の観察及び特徴の把握	
(イ) 採寸及び投影図の作成	情報カードの記録、製作に必要な寸法（周径、長さ）及び角度の測定並びに記録並びに投影図の作成（トレースのほか前後左右からの写真撮影による形状の正確な把握も必要）	
(ウ) 採型	ギプス包帯法及び印象材による陰性モデルの採型 ※採型に当たっては、最適な肢位を保持する	
(エ) 陽性モデルの製作	陰性モデルへのギプス泥の注型、陽性モデルの修正（石膏の盛り削り修正）、表面の仕上げ及び乾燥	
(オ) 組立て	陽性モデルへの装具形状（継手、支柱、半月の位置、外形ライン）の記入及びアライメントの確認 フレーム：曲げ加工、組立て及び調整 硬 性：プラスチック板切断、加熱成形加工（熱可塑性樹脂）、注型（熱硬化性樹脂）、トリミング及び調整 支柱、支持部、継手、付属品等の仮止め及び各部の結合	カービングマシーン ボール盤（又はハンドドリル） ミシン 電気オーブン（又はガスバーナー）
(カ) 仮合わせ（中間適合検査）	支柱、支持部、継手、付属品等の調整及び試用	
(キ) 仕上げ	支柱、支持部、継手、付属品等の取付け及び仕上げ	カービングマシーン ボール盤（又はハンドドリル） ミシン
(ク) 適合検査	装具の適合の最終検査並びに装着及び使用による機能の最終検査 ※使用者に対する装具の取扱い方法の説明やメンテナンス、装着部の衛生管理等の指導	
※関連業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 装具の製作に必要な個人情報（氏名、年齢、職業、家族構成、身体状況、住宅環境、生活様式、使用者の希望、連携可能な関係医療機関等）の収集、情報カードへの記載、保管、管理業務 ・ 初期段階で、使用者に装具を装着するまでの流れについて説明する。 ・ 処方医と連携し、最適な部品等の選択を行う。 ・ 装具の引渡し後も、定期的なチェック等のフォローアップを行うことが望ましいことを使用者にご理解いただく。 	

(2) 靴型装具

工 程	作業の内容	設 備
(ア) 患肢及び患部の観察	患部の表面の状況(知覚の状況等)、関節の運動機能(屈曲、伸展、内転、外転等の関節可動域や筋力等)の状況並びに肢位の観察及び特徴の把握	
(イ) 採寸及び投影図の作成	製作に必要な寸法(周径、長さ)及び角度の測定及び情報カードへの記録と投影図の作成(トレースのほか前後左右からの写真撮影による患肢形状の正確な把握も必要)	
(ウ) 採型・採寸	ギプス包帯法及び印象材による採型及び陰性モデルの採型 ※採型に当たっては、最適な肢位を保持する。	
(エ) 陽性モデルの製作 (木型)	陰性モデルへのギプス泥の注型、陽性モデルの修正(石膏の盛り削り修正)、表面の仕上げ及び乾燥	
(オ) 足底板の製作		ベルトサンダー
(カ) アッパーの製作		ミシン
(キ) 吊り込み		
(ク) 底付け		ベルトサンダー
(ケ) 仕上げ		
(コ) 適合検査	装具の適合の最終検査並びに装着及び使用による機能の最終検査 ※使用者に対する装具の取扱い方法の説明やメンテナンス、装着部の衛生管理等の指導	
※ 関連業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 装具の製作に必要な個人情報(氏名、年齢、職業、家族構成、身体状況、住宅環境、生活様式、使用者の希望、連携可能な関係医療機関等)の収集、情報カードへの記載、保管、管理業務 ・ 初期段階で、使用者に装具を装着するまでの流れについて説明する。 ・ 処方医と連携し、最適な部品等の選択を行う。 ・ 装具の引渡し後も、定期的なチェック等のフォローアップを行うことが望ましいことを使用者にご理解いただく。 	

4 装具（レディメイド）

（1） 価格構成

装具（レディメイド）の価格は、基本価格及び本体価格から構成されたものであること。

装具（レディメイド）は身体障害者用物品として消費税が非課税であるため、メーカー、サプライヤー及び補装具事業者間の物品の譲渡はすべて非課税で行われる。そのため、補装具事業者は非課税で仕入れ、非課税で販売することから、基本価格及び本体価格を合算した額の 100 分の 100 に相当する額を上限とすること。

（2） 基本価格

基本価格には、採寸及び適合にかかる全ての作業を含むものとし、使用方法の説明及び加工についても含むものであること。

（3） 本体価格

本体価格は当該装具メーカーが厚生労働省に対し、補装具としての届出を行うことで決定するものであるが、厚生労働省のホームページ上で補装具としての承認を確認できない場合は、更生相談所又は市町村から厚生労働省担当係に確認を行い、厚生労働省から各メーカーに対し、補装具としての届出の意思を確認する。各メーカーにおいて、補装具としての価格設定をする意思がない場合は、同等機能を持つ他社メーカーの補装具又はオーダーメイドで対応すること。

（4） その他

ア 装具（レディメイド）については、必要に応じて加工を行うことができる。その場合、装具（オーダーメイド）の製作要素価格又は修理価格に 100 分の 106 を乗じた額を支給して差し支えないこと。

イ 装具（レディメイド）について、修理のために完成用部品を使用することは差し支えないこと。その場合、完成用部品価格に 100 分の 106 を乗じた額を支給して差し支えないこと。

ウ 装具（レディメイド）として承認されていないものであって、治療用装具の既製品装具のリストに収載されているものを支給する場合は、治療用装具の基準価格で算定すること。ただし、治療用装具の基準価格で算定する場合においても、装具（レディメイド）の基本価格（2500 円）を合算したものに基準額とすること。

エ 支給決定に当たっては、厚生労働省又は当該装具メーカーのホームページにて本体価格を確認すること。

5 姿勢保持装置

姿勢保持装置とは、体幹及び四肢の機能障害により姿勢を保持する能力に障害がある場合に用いられるものである。

ただし、立位訓練を目的とするものは、姿勢保持装置の購入に係る補装具費の支給目的に馴染まないこと。

なお、車のシートに取り付けて使用するものは、特例補装具として姿勢保持装置の別表価格で算定したものであっても、すべて「車載用姿勢保持装置」として、姿勢保持装置とは別の種目として算定すること。

(1) 製作工程

姿勢保持装置は、「アの基本工作法」により、「エの製作要素価格」及び「オの完成用部品」からそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。

(2) 価格構成

告示の基本価格及び製作要素価格は、「使用材料費」及び「製作加工費」によって構成されていること。

○使用材料費

素材費	姿勢保持装置材料リストによる素材購入費
素材のロス	素材の正味必要量に対する割増分（ロス分）
小物材料費	個々の要素加工に対して使用量を決め難い材料費（糸、釘、ビス、ナット、油脂等）
材料管理費	素材の購入及び保管に要する経費

○製作加工費

作業人件費	製作を遂行するために必要な正味作業時間相当人件費（給与、賞与、退職手当、法定福利費等）
作業時間の余裕割増	製作の準備、段取り、清掃、作業上の整理及び生理的余裕等の作業時間相当人件費
製造間接費	光熱水費、冷暖房費、クリーニング費、減価償却費等
管理販売経費	完成品の保管、販売に要する経費

また、姿勢保持装置の価格は、次のように構成されていること。

姿勢保持装置の価格 = 基本価格 + 製作要素価格 + 完成用部品価格

基本価格	採寸又は採型使用材料費及び姿勢保持装置の名称、型式別に設けられている基本工作に要する加工費の計
製作要素価格	材料の購入費及び当該材料を姿勢保持装置の形態に適合するように行う加工、組合せ、結合の各作業によって発生する価格の計
完成用部品価格	完成用部品の購入費及び当該部品の管理等に要する経費の計

姿勢保持装置は身体障害者用物品として消費税が非課税であるため、姿勢保持装置の価格は、「イの身体部位区分」による「ウの基本価格」に「エの製作要素価格」及び「オの完成用部品」のそれぞれ使用する材料、部品の価格を合算した額

の 100 分の 106 に相当する額を上限とすること。(図-47 参照)

「100 分の 106 に相当」の趣旨は、姿勢保持装置を製作するに当たって必要な材料及び部品等の購入には消費税が課税されるものの、販売時には非課税となるため、当該仕入れに係る消費税相当分を考慮したものであること。

姿勢保持装置の構成は価格体系に基づくものであること。

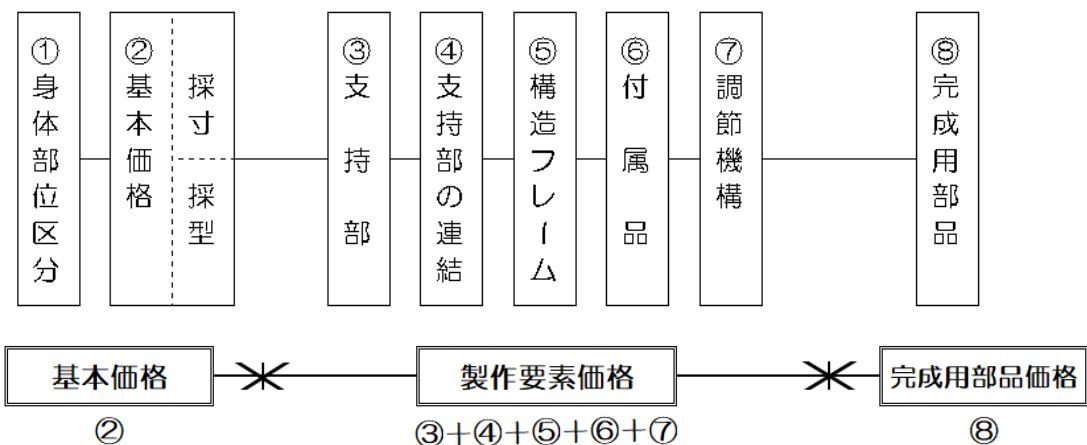


図-47 姿勢保持装置の価格体系

(3) 基本価格

- ア 姿勢保持装置の基本価格は、身体支持を必要とする身体部位を「イの身体部位区分」から選択し、部位の区分ごとに定める採寸又は採型の価格を「ウの基本価格」から選択して組み合わせること。ただし、下腿・足部の基本価格は採寸のみとし、採型をした場合であっても採寸の価格の範囲内で対応すること。
- イ 身体部位区分は、装置を製作するために必要とする最小限の区分を選択すること。
- ウ 採寸とは、「アの基本工作法」に基づく工程の中で、「(イ)採寸、(エ)設計図の作成」が行われるものであること。
- エ 採型とは、「アの基本工作法」に基づく工程の中で、「(ウ)採型、(エ)設計図の作成、(オ)陽性モデルの製作・修正」が行われるものであること。
- オ 採型器による採型の後、その三次元形状をデジタルデータ化して製作する場合は、採型として取り扱うこと。
- カ 上肢及び下腿・足部は、右側又は左側の一方を片側とすること。
- キ 完成用部品の構造フレームにおいて、支持部が付属している場合等、完成用部品単独でも使用できるような製品でレディメイド製品と認められる場合は、車椅子同様に 1 台当たりの基本価格を半額とすること。

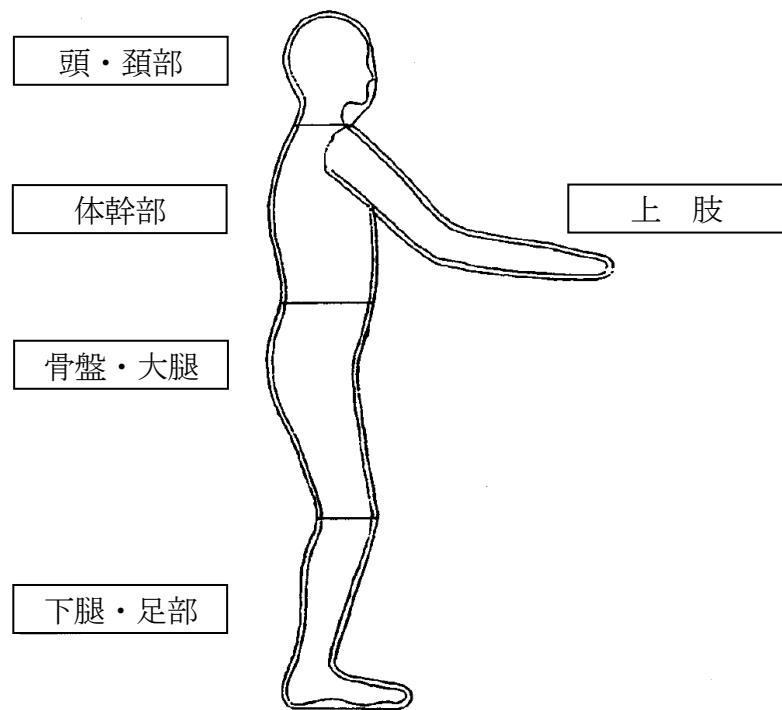


図-48 姿勢保持装置の採寸・採型に係る身体部位区分

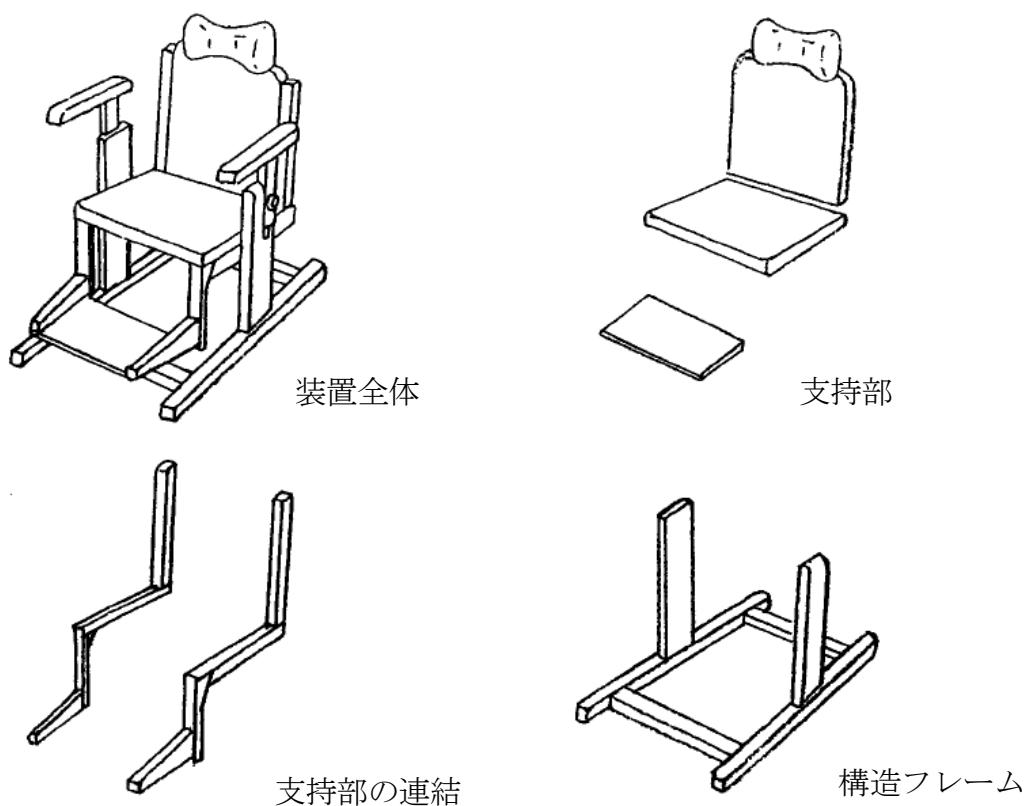


図-49 姿勢保持装置の構成概念図

(4) 製作要素価格

ア 支持部

(ア) 共通事項

- a 姿勢保持装置の支持部は、身体部位区分で選択した身体部位に該当する支持部を組み合わせること。
- b 支持部カバー（表面の張り地）の価格は含まないものとすること。
- c 完成用部品の支持部を用いる場合は、当該完成用部品が及ぶ部位の製作要素価格の支持部を加算することができないこと。

(イ) 平面形状型

平面形状型とは、採寸で製作されるもので、平面を主体として構成された支持面を持ち、各種付属品を組み合わせて姿勢を保持する機能を有するものであること。（図-50 参照）

なお、(イ)付属品の体幹保持部品、骨盤保持部品、下肢保持部品等を内蔵して一体型として製作する場合は、その価格を加算することができる。

(ウ) モールド型

- a モールド型の支持部とは、採型又は採寸で製作されるもので、身体の形状に合わせた三次曲面で構成された支持面を持ち、各種付属品を組合せて姿勢を保持する機能を有するものであること。（図-51 参照）

なお、付属品のうち体幹保持部品（胸パッド及び胸受けロールを除く。）及び骨盤保持部品を組合せることはできないこと。

- b 採寸でモールド型を製作する場合は、モールド型の価格の 80%に相当する額とすること。

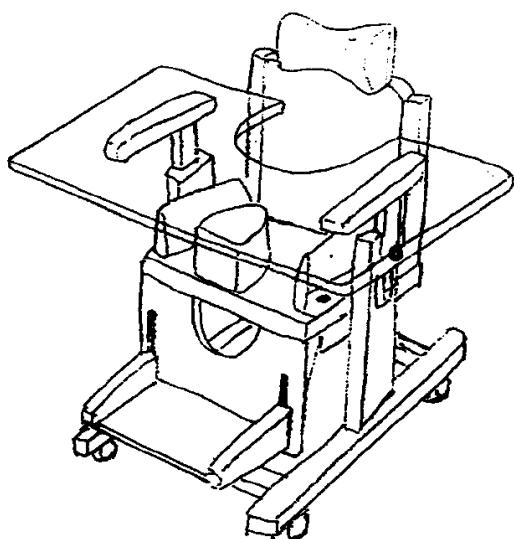


図-50 平面形状型

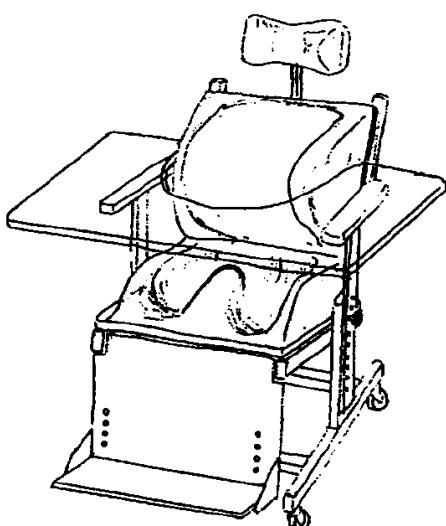


図-51 モールド型

(エ) 張り調整型

張り調整型とは、支持面のシート又は複数のベルトによるたわみによって身体形状や変形に対応し、姿勢を保持できる機能を有するものであること。

(オ) フレックス構造

フレックス構造とは、2つ以上に分割された身体支持部が柔軟性のある部材で連結され、可動する構造を有するものであること。

イ 支持部の連結

(ア) 共通事項

- a 支持部の連結とは、各支持部を一定の位置関係に保つため、構造フレームと独立した部材で各々を連結するものであること。
- b 完成用部品の各種継手を使用する場合は、各支持部の連結の価格を加算することができないこと。
- c 固定とは、角度調節機能のない一定の角度で連結する構造であること。
- d 遊動とは、多少にかかわらず角度の変更が可能な連結構造であり、可動軸を有するものであること。
- e フレックス構造により連結を行った支持部について、さらに固定又は遊動の価格を加算することはできないこと。
- f 装具の完成用部品を使用する場合は、殻構造義肢又は装具の購入基準に準じて取り扱うこと。

(イ) 角度調整用部品

- a 支持部の連結・遊動と組合せて無段階に角度可変調節を行うために使用されるものであること。
- b 使用者の身体状況（体重を含む。）を参考に、安全性と耐久性を考慮して必要な本数分を加算することができる。

(ウ) その他

- a 体幹支持部と骨盤・大腿支持部間の角度可変機構（いわゆるリクライニング）は、「腰部・遊動×（必要数）」+「角度調整用部品×（必要数）」で取り扱うこと。（図-52 参照）
- b 骨盤・大腿支持部と下腿支持部間の角度可変機構（いわゆるエレベーティング）は、「膝部・遊動×（必要数）」+「角度調整用部品×（必要数）」で取り扱うこと。（図-53 参照）

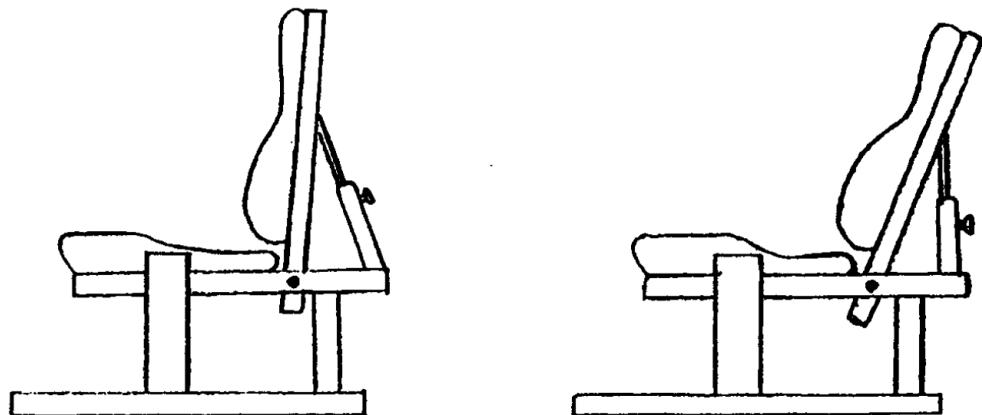


図-52 リクライニングの概念図

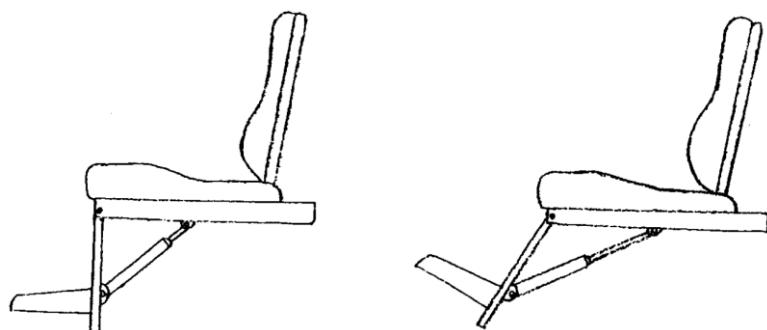


図-53 エレベーティングの概念図

ウ 構造フレーム

- (ア) 構造フレームとは、支持部を装置の使用目的に合わせた高さや角度に保持するためのもので、これを「支持部」及び「支持部の連結」と組合せることで装置本体の形が決定されるものであること。
- (イ) ティルト機構とは、体幹支持部と骨盤・大腿支持部が一定の角度を維持した状態で支持部全体を傾ける機構であること。(図-54 参照)

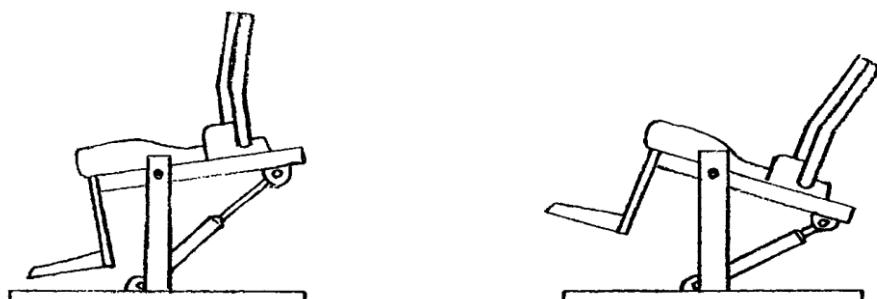


図-54 ティルト機構の概念図

- (ウ) ティルト機構を有する装置の「支持部の連結」、「構造フレーム」の取扱いは、「腰部・固定×(必要数)」+「構造フレーム」+「ティルト機構加算」+「角度調整用部品×(必要数)」で取り扱うこと。

- (エ) 構造フレームに車椅子及び電動車椅子としての機能を付加する場合は、構造フレームの価格を車椅子及び電動車椅子の購入基準の本体価格（機構加算を含む。）により算定すること。
- (オ) 姿勢保持装置として製作する部分が、車椅子及び電動車椅子に備わっているため重複することとなる部分（座布、バックサポート、アームサポート、レッグサポート、フットサポート等）については、車椅子及び電動車椅子の修理上限価格の95%を控除すること。
- (カ) 車椅子及び電動車椅子フレームに支持部を直接取りつける場合は、支持部の連結の価格を加算することができないこと。
- (キ) 完成用部品を使用する場合は、構造フレームの基本価格を合算することができないこと。

エ 付属品

- (ア) 共通事項
 - a 価格は、1単位（個・本）の額とすること。
 - b 取付けに当たって面ファスナーを使用する場合は、その価格を含むものとすること。
 - c 構造フレームに車椅子及び電動車椅子を使用する場合は、車椅子及び電動車椅子の別表に定める付属品の価格を算定することができる。
- (イ) カットアウトテーブル
 - a カットアウトテーブルは、机上作業を行う場合に用いるとともに、そのカット部において体幹の安定や上肢の保持を図るものであること。
 - b 表面クッション張りは、緊張や不随意運動などによる頭部、上肢への保護を目的とするものである。
- (ウ) 上肢保持部品、体幹保持部品、骨盤保持部品、下肢保持部品、ベルト部品については、次に示すそれぞれの機能を果たすものであること。なお、その形状が例示以外のものであっても、当該機能を果たすものであれば、取り扱うことができる。

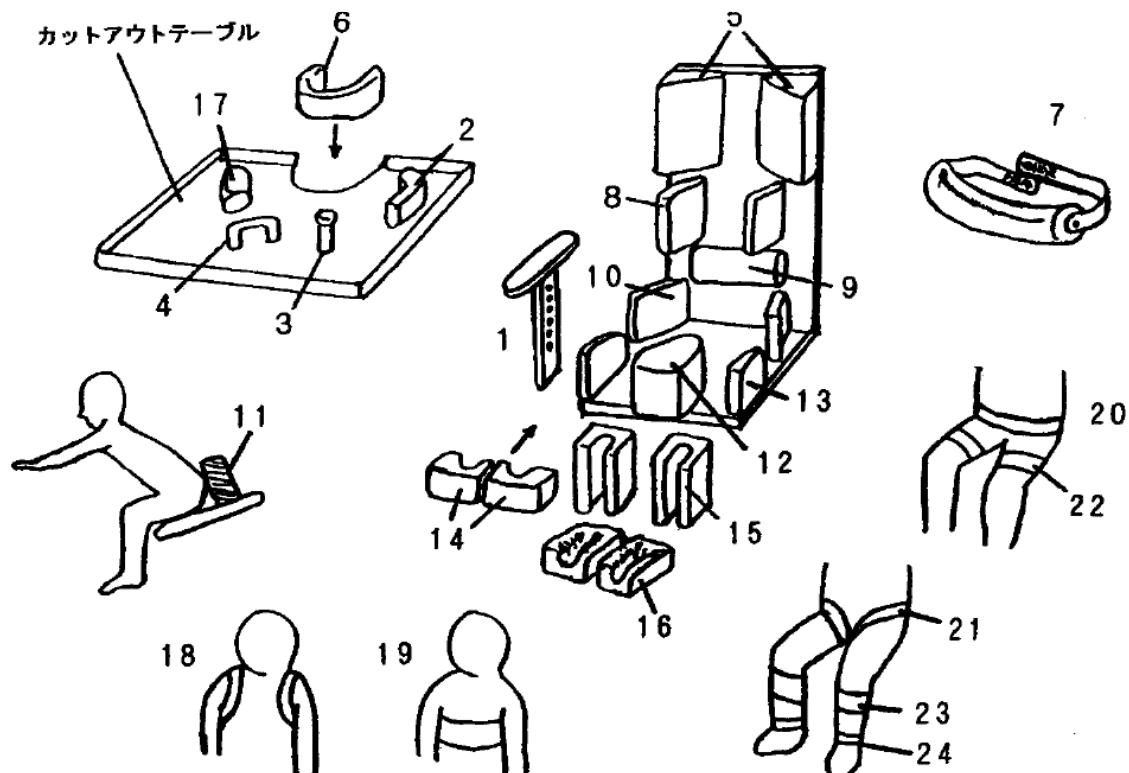


図-55 付属品の例

名 称	種 類	機 能
上肢保持部品	1 アームサポート 2 肘パッド 3 縦型グリップ 4 横型グリップ	上肢の支持 肩甲帯のリトラクション抑制、不随意運動の抑制 手の不随意運動の抑制、体幹の正中保持 同 上
体幹保持部品	5 肩パッド 6 胸パッド 7 胸受けロール 8 体幹パッド 9 腰部パッド	肩の挙上防止、肩甲帯のリトラクション抑制 体幹の前傾防止 同 上 体幹の横ずれ防止 腰椎の支持
骨盤保持部品	10 骨盤パッド 11 殿部パッド	骨盤の固定 殿部の後ろずれ防止
下肢保持部品	12 内転防止パッド 13 外転防止パッド 14 膝パッド 15 下腿保持パッド 16 足部保持パッド	股関節の内転防止 股関節の外転防止 前ずれ防止、膝の伸展防止、骨盤の固定 下腿の交差防止 足部の保持
ベルト部品	17 手首ベルト 18 肩ベルト 19 胸ベルト 20 骨盤ベルト 21 股ベルト 22 大腿ベルト 23 下腿ベルト 24 足首ベルト	手の不随意運動の抑制、体幹の正中保持 同 上 体幹の正中保持、前傾防止 体幹の前傾防止 骨盤の保持 骨盤の前ずれ防止 大腿部の保持 前ずれ防止、膝の伸展防止、骨盤の固定 下腿部の保持 膝の伸展防止、足の横ずれ防止

(エ) ベルト部品は、裏付き又はバックルを含むベルトを用い、クッション素材を取り付けた場合を含む価格とすること。

(オ) 支持部カバーとは、支持部の表面を覆うもので、ビニールレザー、布地などの素材を用いたものであること。

なお、支持部が上肢支え及び前腕・手部支えに分離しているものに対する上肢支持部カバー及び左右両側分かつ着脱式の支持部カバーであっても、1単位として取り扱うこと。防水加工を追加する場合は、1台当たりの価格を1単位として加算できること。

(カ) 内張りとは、アームサポートやテーブルの裏側に腕や膝が当たることによる怪我の防止を目的としたものであること。

(キ) 体圧分散補助素材とは、低い反発力又は衝撃を吸収する機能を有するものであること。

(ク) キャスターは、1個当たりの価格とし、屋内で使用される場合に用いられるものであること。なお、多機能キャスターとは、車輪の動き（方向と回転）を同時に固定できるものであること。

(ケ) 完成用部品が付属品を有している場合は加算することができないこと。

オ 調節機構

(ア) 脱着・開閉機構は、その機能の固定・解除が確実に行える構造のものであり、蝶番のみや面ファスナーなどの簡便な方法によるものは加算することができないこと。

(イ) 完成用部品（支持部、継手部品、構造フレーム、アームサポートに係るもの）が調節機構を有している場合は加算することができないこと。

(5) 完成用部品

部品の名称、使用部品、価格等については、完成用部品の指定基準に定めるところによるものとすること。ただし、使用部品については、障害状況や適切な補装具費支給等の観点からの妥当性が求められることから、更生相談所の意見等に基づき決定すること。

処方に際し、完成用部品の比較検討が必要な場合、更生相談所又は市町村が処方箋等で指示した場合にあっては、借受けの費用を支給すること。更生相談所又は市町村から処方箋等による明確な指示がない場合、事業者は完成用部品の比較評価を行う必要がないこと。完成用部品の借受けについては、購入又は修理の一部として取扱うこと。また、完成用部品のうち、再度製作する際に再利用できない部品は、借受けの対象とならないこと。

更生相談所は完成用部品の比較検討が必要な場合は処方箋に記載する等、事業者に明確に指示することとし、事業者が更生相談所の指示なく比較評価をした場合は、その費用を支給できること。

(参考) 姿勢保持装置の基本工作法から考えられる必要な設備等

姿勢保持装置の基本工作法における各工程に係る作業内容を遂行するために必要となる、標準的な設備等については、以下を参照すること。

工 程	作業の内容	設 備
(ア) 身体状況の観察と評価	身体変形の状況及び痙縮、緊張、不随意運動等の観察並びにこれらの特徴の把握並びに姿勢の決定及び使用目的の確認	
(イ) 採寸	製作に必要な寸法及び角度の測定並びに情報カードへの記録	
(ウ) 採型	採型器による陽性モデル又はギプス包帯法による陰性モデルの採型	採型器
(エ) 設計図の作成	製作に必要な設計図の作成	
(オ) 陽性モデルの製作・修正	陰性モデルへのギプスの注型並びに支持部の製作に必要な陽性モデルの製作、修正、表面の仕上げ	
(カ) 加工・組立て	陽性モデル及び設計図に基づく加工並びに組立て	
(キ) 仮合せ (中間適合検査)	身体への適合並びに装置の各機能の検査及び修正	
(ク) 仕上げ	各部品の取付け及び仕上げ等	ミシン
(ケ) 適合検査	最終的な身体への適合及び装置の各機能の検査 ※使用者に対する姿勢保持装置の取扱い方法の説明やメンテナンス、接触面の衛生管理等の指導	
※ 関連業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製作に必要な個人情報（氏名、年齢、職業、家族構成、身体状況、住宅環境、生活様式、使用者の希望、連携可能な関係医療機関等）の収集、情報カードへの記載、保管、管理業務 ・ 初期段階で、使用者が姿勢保持装置を入手するまでの流れについて説明する。 ・ 処方医と連携し、最適な部品等の選択を行う。 ・ 姿勢保持装置の引渡し後も、定期的なチェック等のフォローアップを行うことが望ましいことを使用者にご理解いただく。 	

※事務室、工作室が必要であり、設備を配置した上で十分に動ける面積（例：6坪以上）があること。

※設備欄に掲げる設備のほか、必要な工具等（例：ボール盤、ジグソー、エアコンプレッサー、電動ドリル、万力、ハンドリベッター、トルクレンチ、パイプカッター、ノギス、ウレタンカッター、ディスクグラインダー等）を備えていること。

6 車椅子

(1) 製作工程

車椅子は、「アの基本工作法」により、「ウの本体価格」及び「エの加算要素価格」からそれぞれ必要な部品を選択し、組み合わせて製作すること。支給する車椅子は原則としてモジュラー式とし、障害の程度が軽度の場合及びバギー形を支給する場合等でレディメイド式の機能により身体機能の補完が可能な場合はレディメイド式を、身体の状況及び障害の程度等によりモジュラー式では身体機能の補完ができない場合はオーダーメイド式を、それぞれ支給すること。なお、メーカー等のカタログにレディメイドと記載されているもの及び補装具事業者において製作、仮合わせ及び仕上げをする必要のないものについてはレディメイド式として支給すること。

(2) 価格構成

告示の基本価格、本体価格及び加算要素価格は、「使用材料費」及び「製作加工費」によって構成されていること。

○使用材料費

素材費	素材購入費
素材のロス	素材の正味必要量に対する割増分（ロス分）
小物材料費	個々の要素加工に対して使用量を決め難い材料費（糸、釘、ビス、ナット、油脂等）
材料管理費	素材の購入及び保管に要する経費

○製作加工費

作業人件費	製作を遂行するために必要な正味作業時間相当人件費（給与、賞与、退職手当、法定福利費等）
作業時間の余裕割増	製作の準備、段取り、清掃、作業上の整理及び生理的余裕等の作業時間相当人件費
製造間接費	光熱水費、冷暖房費、クリーニング費、減価償却費等
管理販売経費	完成品の保管、販売に要する経費

また、車椅子の価格は、次のように構成されていること。

車椅子の価格 = 基本価格 + 本体価格 + 加算要素価格

○車椅子の価格構成

基本価格	採寸及び適合検査等基本工作に要する使用材料費、加工費並びにメーカーからの車椅子本体及び部品の仕入れに伴う配送料の計
本体価格	フレーム及び標準構造部品の材料購入費並びに加工、組合せ及び結合の各作業によって発生する価格の計
加算要素価格	機構、構造部品及び付属品の追加に伴う材料購入費並びに加工、組合せ及び結合の各作業によって発生する価格の計

車椅子は身体障害者用物品として消費税が非課税であるため、車椅子の価格は、「イの基本価格」に「ウの本体価格」及び「エの加算要素価格」のそれぞれ使用する材料、部品の価格を合算した額の 100 分の 106 に相当する額を上限とすること。（図-56 参照）

なお、「100 分の 106 に相当」の趣旨は、車椅子（付属品を含む。）を製作及び

加工をするに当たって必要な材料及び部品等の購入には消費税が課税されるものの、販売時には非課税となるため、当該仕入れに係る消費税相当分を考慮したものであること。

車椅子の構成は価格体系に基づくものであること。

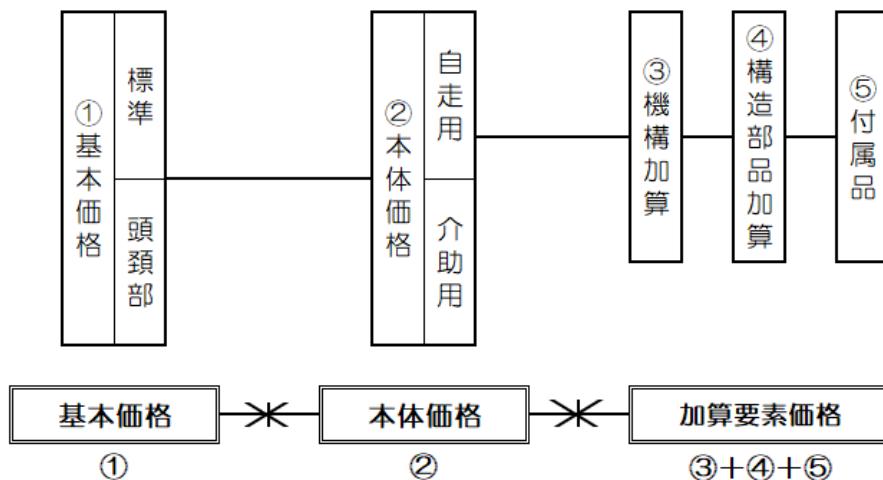


図-56 車椅子の価格体系

(基準額は①から⑤を合算した額の 100 分の 106 に相当する額を上限額とすること)

(3) 基本価格

ア 車椅子の基本価格は採寸のみとし、ヘッドサポートが必要な場合のみ標準価格に頭頸部の基本価格を加算できること。この場合のヘッドサポートとは、頭部支持が必要な場合に算定できるものであって、バックサポートと一体型のものも含まれること。

イ レディメイド式、2台同時支給の2台目及び再支給（前回支給の車椅子と構成部品が同じものに限る。）の場合は、1台当たりの基本価格を半額とすること。基本価格を半額とすることの趣旨は、レディメイド式、2台同時支給の2台目及び再支給については、採寸にかかる作業を必要としないことから、基本価格を減額することである。

(4) 本体価格

ア 自走用車椅子は自らが駆動及び操作して使用することを主目的とし、介助用車椅子は自らが駆動せず介助者が操作することを主目的とした車椅子であること。

イ 本体価格はモジュラー式による上限価格であり、オーダーメイド式の場合は本体価格の125%、レディメイド式は本体価格の75%をそれぞれ上限価格とすること。

ウ 自走用車椅子及び電動車椅子にあっては、介助者のみが使用する機能（介助ブレーキ等）を追加して取り付ける場合、追加する機能については全額自己負担とすること。なお、追加する機能が使用者の身体機能の補完及び適合

に影響を及ぼす場合は差額自己負担であっても認めることができないこと。

(5) 加算要素価格

ア 機構加算

障害状況等に応じた機構を車椅子に追加する場合の対象者例及び構造は次の表のとおりとすること。ただし、リクライニング機構のうち、回転軸が2か所以上設けられている場合で、うち1つが座面の中に設けられているものは、ティルト・リクライニング機構に準じて算定等を行うこと。なお、リフト機構については、J I S T 9 2 0 1 – 2 0 1 6 の対象ではないが、障害の現症、生活環境その他真にやむを得ない事情及び就労又は就学のために真に必要と認められる場合には、基準内の車椅子として支給して差し支えない（特例補装具ではない。）こと。1台を1単位とすること。

○機構加算の対象者例及び構造

機構名称	対象者例	構 造
リクライニング機構	隨時、仰臥姿勢をとる必要のある者 運動制限が著明で座位を長時間保持できない者	バックサポート角度が変換でき、バックサポートの傾斜を、工具を使わずに調整できる機構
ティルト機構	長時間の座位保持が困難な者であって、自立姿勢変換が困難な者	シートとバックサポートとの角度が固定されたまま、シート及びバックサポートの傾斜を、工具を使わずに一括的に調整できる機構
ティルト・リクライニング機構	リクライニング機構及びティルト機構について、それぞれ単独では座位保持等の目的が果たせない者	バックサポート角度及びシート角度が変換でき、バックサポート及びシートの傾斜を、それ各自己負担であっても認められる者
リフト機構	障害の現症、生活環境その他の事情により、リフト機構を用いることについて、真にやむを得ない事情が認められる者 就労又は就学のために真に必要と認められる者	シートの高さを、工具を使わずに調整できる機構（昇降機構及びスタンダップ機構を含む。）

イ 構造部品加算

障害状況等に応じた構造部品を車椅子に追加する場合の対象者例及び構造は次の表のとおりとすること。なお、基本構造のうち6輪構造については、J I S T 9 2 0 1 – 2 0 1 6 の対象ではないが、真に必要であると認められる場合には、基準内の車椅子として支給して差し支えない（特例補装具ではない。）こと。告示等に特に記載のない限り、1台を1単位とすること。

○構造部品加算の対象者例及び構造

本体部位	構造名称	対象者例	構 造
基本構造	後方大車輪（標準）		
	前方大車輪	肩関節等に運動制限、筋力低下等があり、普通型では十分な駆動力が得られない者（操作能力についても確認すること。）	前輪は大径車輪、後輪はキャスターで編成したもの
	6輪構造	職場や家屋が狭小な者	前輪2輪、中輪（大径車輪）2輪、後輪2輪の6輪で構成したもの
	幅止め		フレームの幅止めを目的としてバックサポートパイプ間又はベースパイプ間に配置するもの
シート	スリング式（標準）		布製の一枚もののシート構造
	張り調整式	下肢、体幹筋の麻痺等により、座面を調整する必要がある者	座のベースパイプ間にベルトを数本張り（ベルトが連結されて一体になっているものを含む。）、カバーで覆う構造
	板張り式	スリング式では座位保持が困難な者	座に硬度が高い板を用いたもの
	奥行調整		座のベースパイプの長さが可変できる構造
バックサポート	スリング式（標準）		布製の一枚もののシート構造
	張り調整式	体幹の筋力低下や脊柱変形等により、一枚ものの背当てシートでは座位の安定性の確保が困難な者	バックサポートパイプ間にベルトを数本張り（ベルトが連結されて一体になっているものを含む。）、クッション入りカバーで覆う構造（背クッションの同時加算は不可）
	ワイドフレーム		車椅子の全幅を抑える目的でバックサポートパイプの幅を途中から広げた構造
	バックサポート延長	体幹の筋力低下により、背当ての延長が必要な者	バックサポートパイプを延長し、背当てシートを張ったもの（枕）

		は含まない。)
バックサポート高さ調整	体幹の筋力低下や脊柱変形等などによって発生する症状に合わせて背当ての高さを調整する必要がある者	バックサポートパイプの高さが可変できる構造
背座角度調整	体幹の筋力低下や脊柱変形等などによって発生する症状に合わせて背当て角度を調整する必要がある者	バックサポートパイプと座ベースパイプの交点付近に角度可変部品を取り付けた構造
背折れ		車載等を目的に、バックサポートパイプの途中から折たたみ可能なもの
レッグサポート	固定式（標準）	
	挙上式（片側）	膝関節に屈曲制限がある者
	開閉着脱式（片側）	移乗動作時にレッグサポートの取外しが必要な者
	挙上・開閉着脱式（片側）	膝関節に屈曲制限があり、移乗動作時にレッグサポートの取外しが必要な者
	レッグベルト全面張り	帶状のレッグサポートでは、シートとフットサポート等の隙間に足部が入る危険性がある者
フットサポート	セパレート式（標準）	
	セパレート式（二重折込式）	
	中折れ式	車椅子の使用頻度が高く、フレームの強度が必要な者
	前後調整	足関節の可動域制限があり、下肢装具をつけたまま車椅子に乗車する者等
	角度調整	
	左右調整	
アームサポート	一体型 固定式	アームサポートフレームが車椅子フレーム

			ムと一体構造のもの
	一体型 跳ね上げ式	移乗動作時に必要な者	アームサポートの跳ね上げを可能とするもの
	一体型 着脱式	移乗動作時に必要な者	アームサポートをフレームに差し込む構造で着脱を可能にしたもの
	独立型 固定式		車椅子のサイドフレームとは別にブラケットなどを介して取り付けられたパイプ状のアームサポート
	独立型 跳ね上げ式	移乗動作時に必要な者	車椅子のサイドフレームとは別にブラケットなどを介して取り付けられたパイプ状のアームサポートで、跳ね上げを可能とするもの
	独立型 着脱式	移乗動作時に必要な者	車椅子のサイドフレームとは別にブラケットなどを介して取り付けられたパイプ状のアームサポートで、アームサポートを差し込む構造で着脱を可能にしたもの
	高さ調整機構	上肢筋力低下、可動域制限等によりアームサポートの高さ調整を必要とする者	肘を乗せる部分が上下に可動する構造
	角度調整機構	ティルト時にアームサポートから肘が落ちやすい者	肘を乗せる部分の角度が可変する構造
	アームサポート拡幅	肘がアームサポートから落ちやすい者	肘当ての幅を6cm以上の幅広タイプとしたもの
	アームサポート延長	リクライニング時に肘がアームサポートから落ちやすい者	肘当ての長さを後方に延長したもの
ブレーキ	駐車ブレーキ（標準）		構造にかかわらず車椅子を駐車させるためのブレーキ
	介助用ブレーキ	利用者自身で車椅子を制動することが困難な者	介助者が押し手に取り付けられたレバーを用いて車椅子を制動させるためのブレーキ

	フットブレーキ	利用者自身で車椅子を停止させることが困難な者	介助者が主に車椅子の後方から足元でペダル等を踏み込むことで車椅子を停止させることが出来るブレーキ
駆動輪・主輪	固定式（標準）		
	着脱式	車載などの際、簡単に取り外せることで車椅子を小さく、また持ち運びやすくする必要のある者	車輪中心のボタンを押すことにより、脱着可能な構造
	車軸位置調整	身体状況の変化に応じて車軸位置の調整が必要な者	車軸取付け位置を複数の穴、又はスライド可能なプレート等で調整可能な構造（オーダーメイドでの算定不可）
	キャンバー角度変更	ハンドリムを肩幅に近づけて、操作性ならびに走行性を向上させる必要性がある者	車椅子の車体に対して、主輪の角度が鉛直からマイナス（上が狭い）の状態で取付けられたもの
	片手駆動	片麻痺者	駆動のためのハンドリムが二重構造になっており、非麻痺側での駆動が可能なもの
	レバー駆動	片麻痺者	駆動のためのレバーが設置されており、レバーを動かすことで非麻痺側での駆動が可能なもの
タイヤ	エア（標準）		チューブを必要とするタイヤ
	ノーパンク	メンテナンスフリーを希望する者	ハイポリマー製のもの又はこれに準ずるもの
キャスター	ソリッド（標準）		車輪がプラスチック製のもの
	衝撃吸収タイプ		車輪がポリウレタン、ゴム、エア式等のもの
ハンドリム (片側)	プラスチック（標準）		
	ステンレス	金属製の強度が必要な者	
	アルミ	金属製の強度が必要な者	
	ピッチ 30mm以上	上肢機能の制限により、ハンドリムの操作が困難な者	ハンドリムと車輪のリム間が30mm以上の

		構造
片手駆動用	片手駆動の車椅子を使用している者	片手駆動車輪用のハンドリム

ウ 付属品

(ア) クッション

クッションは、「付属品の対象者例及び構造」の表に定めるとおりの分類とし、それぞれ次のように取り扱うこととする。ゲル素材と立体編物との併用加算はできないこと。市販品のクッションについては、平面形状型及びモールド型にあっては、告示に定める上限価格の範囲内であることがメーカー・カタログ等において確認できるものに限り、カタログ価格の範囲内で算定することができることとし、他の構造のものにあっては、メーカー・カタログ等において価格を明記しているものに限り、カタログ価格の範囲内で算定することができること。ただし、同一機能のものにあっては、安価なものを支給すること。

(イ) 座板

クッション一体型とは、座板及びクッション（カバーを含む。）が一体となっており、カバーも含め取り外しができないものをいう。

(ウ) 背クッション

市販品の背クッションについては、メーカー・カタログ等において価格を明記しているものに限り、カタログ価格の範囲内で算定することができること。ただし、同一機能のものにあっては、安価なものを支給すること。

(エ) 障害状況等に応じた付属品を車椅子に追加する場合の対象者の例及び構造は次の表のとおりとすること。告示等に特に記載のない限り、1台を1単位とすること。

○付属品の対象者例及び構造

名 称	対象者等の例	構 造
クッション (カバー付き) 平面形状型	座位保持は可能だが、使用時間により殿部に褥瘡の危険性がある者	平面形状型とは、平面を主体として構成された支持面を持ち、各種付属品を組み合わせて姿勢を保持する機能を有するもの。ただし、ウレタン等の発泡樹脂をクッション材として使用したものに限る。
クッション (カバー付き) モールド型	座位保持が困難で、殿部・大腿形状に沿った形状のクッションが必要な者	身体の形状に合わせた三次曲面で構成された支持面を持ち、各種付属品を組み合わせて姿勢を保持する機能を有するもの
クッション (カバー付き)	殿部の褥瘡の危険性がある者	クッションの一部にゲル素材が使用されているもの

ゲル素材		
クッション (カバー付き) 多層構造	座位保持は可能だが、使用時間により殿部の褥瘡の危険性がある者	硬さが異なる素材を3層以上重ねて製作されているもの（立体編物との併用加算はできないこと。）
クッション (カバー付き) 立体編物	褥瘡の危険性があり、汚損への対応を要する者	樹脂等を糸状に射出し、3次元形状に成形したもの（多層構造との併用加算はできないこと。）
クッション (カバー付き) 滑り止め加工	足こぎ操作や、移乗動作によりクッションのズレが頻繁に生ずる者	シートやカバーに面ファスナーや滑り止め効果のある素材を縫製したもの。価格は1台分のものであることとし、シートとクッションカバーの双方に使用した場合でも1個分の加算とすること。
クッション 防水加工	失禁が頻回等の理由から防水機能を必要とする者	クッション又はカバーに防水加工を施したもの。価格は1台分のものであること。
座板	スリング式のシートでは座位保持が困難な者	座位を安定させるためにシートを構成する硬度が高い板でクッションと一体になっているもの（着脱できないものを含む。）
背クッション	背部の褥瘡危険性がある者。軽度の座位困難性があり、座位保持に必要とする者	背部に用いて、体圧分散又は姿勢保持の機能を有するクッション（バックサポートに取り付けたものを含む。）
ヘッドサポート 着脱式	頭部支持が必要な者	背パイプから延長された構造で、着脱が可能なものの（枕を含む。）
ヘッドサポート マルチタイプ (枕含む。)	頭部の支持が必要で、位置を微調整する必要がある者（バギー形を除く。）	頭頸部を支持するためにバックサポートパイプに取り付けるもので高さ調整、前後調整、角度調整及び着脱が可能なものの（枕を含む。）
ヘッドサポート 枕（オーダーメイド）	頭部のコントロールが困難で、頭部の形状が非対称等の理由によりアライメントの調整が困難な者	利用者の頭頸部に適合させたオーダーメイドの枕（カバーを含む。）
ヘッドサポート 枕（レディメイド）	頭部のコントロールが困難で、アライメントの調整が必要な者	レディメイドの枕（カバーを含む。）
フットサポート ヒールループ	フットサポートから足部が後方に脱落する危険性がある者	踵部にベルト等を引き掛け、足部が後方に脱落しないようにしたものの
フットサポート アンクルストラップ	フットサポートから足が脱落する危険性がある者	足部をベルト等で、フットサポートに固定するもの
フットサポート ステップカバー	足部の保護が必要な者	フットサポート全体を覆うことにより、足部の保護や負担を軽減するもの
テーブル	車椅子上で机上作業を行う者	机上作業を行う場合に用いるもの
テーブル取付部品	車椅子上にテーブルを固定する必要がある者	金属製又は木製などでテーブル裏面やアームサポートなどにテーブルを固定する部品

転倒防止装置 パイプ（片側）	使用者の動作により、後方や側方などに車椅子ごと転倒する危険性がある者及びリクライニングやティルト機構の車椅子を使用している者	車椅子本体が転倒することを防ぐためのパイプ。後方、側方等の転倒防止方向は問わない。
転倒防止装置 キャスター付き (片側)	転倒防止装置が必要な者で、パイプでは地面と干渉してしまい、移動の妨げになる場合	先端にキャスターが付いた転倒防止装置。後方、側方等の転倒防止方向は問わない。
転倒防止装置 キャスター付き折りたたみ(片側)	転倒防止装置が必要な者で、段差を乗り越える際にパイプでは干渉してしまい移動の妨げになる場合	転倒防止装置キャスター付きのうち、ワンタッチで折りたたみ可能なもの
搭載台 (呼吸器搭載台、痰吸引機搭載台、携帯用会話補助装置搭載台等)	呼吸器、痰吸引器、携帯用会話補助装置等の日常生活に必要な装置を常時使用する必要がある者。(搭載する装置は、告示の備考欄に示したものに限定するものではなく、心拍モニタ等の日常生活に必要な装置を含む。)	車椅子フレームの下部等に台を取り付けたもの
車載固定用部品	車載固定の必要がある者	車に固定するための部品をフレームに溶接した構造等。4個まで
杖たて 一本杖	杖を携行する必要がある者（バギー形を除く。）	ティッピングレバーなどに、杖を収納するためのもの
杖たて 多脚つえ	多脚つえを携行する必要がある者（バギー形を除く。）	ティッピングレバーなどに、杖を収納するためのもの
酸素ボンベ固定装置	酸素ボンベを携行する必要がある者	車椅子の前方や後方、下方等に酸素ボンベを固定設置するためのもの
栄養パック取付用ガードル架	栄養パックを携行する必要がある者	車椅子の前方や後方に栄養パックを取り付けるためのもの
点滴ポール	車椅子を使用しながら持続点滴が必要な者	車椅子の前方や後方に点滴バッグを取り付けるためのもの
日よけ部品	直射日光を照射により、体温上昇等のリスクが考えられる者	車椅子に取り付けて直射日光を遮る構造を有するもの
雨よけ部品	雨天外出が想定される者	車椅子に取り付けて、雨傘としての機能をもたせたもの
泥除け（片側）	駆動時に腕とタイヤが接触する危険性がある者（バギー形を除く。）	車椅子のサイドガードやフレームに取り付けてタイヤとの接触による汚損を防止するためのもの
スポークカバー (片側)	車輪に手指を挟んでしまう危険性がある者	樹脂製で車輪のスポークに固定する構造を有するもの
リフレクタ	夜間に屋外などで使用する場合に交通事故を予防する必要がある者（バギー形を除く。）	光に反射するもので、ステッカーなども含む。
高さ調整式手押しハンドル（片側）	複数の介助者が使用する場合並びにリクライニング機構及びティルト機構を有する場合に、安全な高さに調整する必要がある者	段階式、又は任意の高さに手押しハンドルの高さを調整できる構造を有するもの

ハンドリム 滑り止め（片側）	握力等の上肢筋力低下により、グリップ性の高いハンドリムが必要な者	樹脂、ゴム等で滑り止め加工がされたもの。波型のプラスティックハンドリムは除く。
ハンドリム ノブ付き（片側）	握力等の上肢筋力低下により、駆動にノブが必要な者	ハンドリムに複数のノブを溶接した構造
ハンドリム ノブ付き垂直ノブ（片側）	握力等の上肢筋力低下に加え、上肢の可動域制限等によりノブ付きでは操作ができない者	ハンドリムに対して垂直（上方又は下方）にノブを設置する構造
ブレーキ 延長レバー（片側）	片麻痺者の麻痺側や上肢の拘縮等によりブレーキに手が届かない者（バギー形を除く。）	ネジ等で延長棒を取り付ける構造

(6) 介助用車椅子バギー形についての留意事項

- ア 介助用車椅子バギー形（以下、車椅子バギー）については、JIS規格において介助用特殊形に分類されているところ、標準形において定められている車輪の大きさ及び介助ブレーキ等の規定については定めがないこと。
- イ 車椅子バギーでJIS規格における折りたたみフレームの構造を有する場合は、幅止めの構造を有するものとして加算できること。
- ウ バックサポートの背折れの構造とは、車椅子バギーを折りたたむに当たり、バックサポートパイプの途中から後方に、あるいはバックサポートの根元附近から前方に折りたたむための独立した機構部品であること。リクライニング機構を応用した構造のバックサポートの折りたたみ機構は該当しない。
- エ 車椅子バギーについては、フットブレーキが駐車ブレーキとなることから、フットブレーキの加算は認められないこと。
- オ 付属品のヘッドサポート（マルチタイプ）、杖たて、泥よけ、リフレクタ及び延長レバーは認められること。

(参考) 車椅子の基本工作法から考えられる必要な設備等

車椅子の基本工作法における各工程に係る作業内容を遂行するために必要となる、標準的な設備等については、以下を参照すること。

工 程	作業の内容	設 備
(ア) 身体状況の観察等	身体状況の観察、座位姿勢の評価及び使用目的の確認	
(イ) 採寸	製作に必要な採寸、車椅子の装備等についての選択及び記録	
(ウ) 製作、加工、組立て	フレーム及び付属品の製作、加工並びに組立て	溶接
(エ) 仮合わせ (必要に応じて)	身体への適合並びにフレーム及び付属品の検査及び修正	
(オ) 仕上げ	各部品の取付け、仕上げ等	
(カ) 適合検査	最終的な身体への適合及び車椅子の各機能の検査	
※ 関連業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製作に必要な個人情報（氏名、年齢、職業、家族構成、身体状況、住宅環境、生活様式、使用者の希望、連携可能な関係医療機関等）の収集、情報カードへの記載、保管、管理業務 ・ 初期段階で、使用者が車椅子を入手するまでの流れについて説明する。 ・ 処方医と連携し、最適な部品等の選択を行う。 ・ 車椅子の引渡し後も、定期的なチェック等のフォローアップを行うことが望ましいことを使用者にご理解いただく。 	

※事務室、工作室が必要であり、設備を配置した上で十分に動ける面積があること。

※設備欄に掲げる設備のほか、必要な工具等（例：ボール盤、ジグソー、エアコンプレッサー、電動ドリル、万力、ハンドリベッター、トルクレンチ、パイプカッター、ノギス、ウレタンカッター、ディスクグラインダー等）を備えていること。

7 電動車椅子

(1) 製作工程

電動車椅子は、「アの基本工作法」により、「ウの本体価格」及び「エの加算要素価格」からそれぞれ必要な部品を選択し、組み合わせて製作すること。支給する電動車椅子は原則としてモジュラー式とし、身体の状況及び障害の程度等によりモジュラー式では身体機能の補完ができない場合はオーダーメイド式とする。なお、メーカー等のカタログにレディメイドと記載されているもの及び補装具事業者において製作、仮合わせ及び仕上げをする必要のないものについてはレディメイド式として支給すること。

(2) 価格構成

告示の基本価格、本体価格及び加算要素価格は、「使用材料費」及び「製作加工費」によって構成されていること。

○使用材料費

素材費	素材購入費
素材のロス	素材の正味必要量に対する割増分（ロス分）
小物材料費	個々の要素加工に対して使用量を決め難い材料費（糸、釘、ビス、ナット、油脂等）
材料管理費	素材の購入及び保管に要する経費

○製作加工費

作業人件費	製作を遂行するために必要な正味作業時間相当人件費（給与、賞与、退職手当、法定福利費等）
作業時間の余裕割増	製作の準備、段取り、清掃、作業上の整理及び生理的余裕等の作業時間相当人件費
製造間接費	光熱水費、冷暖房費、クリーニング費、減価償却費等
管理販売経費	完成品の保管、販売に要する経費

また、電動車椅子の価格は、次のように構成されていること。

電動車椅子の価格 = 基本価格 + 本体価格 + 加算要素価格

○車椅子の価格構成

基本価格	採寸及び適合検査等基本工作に要する使用材料費、加工費並びにメーカーからの電動車椅子本体及び部品の仕入れに伴う配送料の計
本体価格	フレーム及び標準構造部品の材料購入費並びに加工、組合せ及び結合の各作業によって発生する価格の計
加算要素価格	機構、構造部品及び付属品の追加に伴う材料購入費並びに加工、組合せ及び結合の各作業によって発生する価格の計

電動車椅子は身体障害者用物品として消費税が非課税であるため、電動車椅子の価格は、「イの基本価格」に「ウの本体価格」及び「エの加算要素価格」のそれぞれ使用する材料、部品の価格を合算した額の 100 分の 106 に相当する額を上限とすること。（図-57 参照）

なお、「100 分の 106 に相当」の趣旨は、電動車椅子（付属品を含む。）を製作及び加工をするに当たって必要な材料及び部品等の購入には消費税が課税され

るものの、販売時には非課税となるため、当該仕入れに係る消費税相当分を考慮したこと。

電動車椅子の構成は価格体系に基づくものであること。

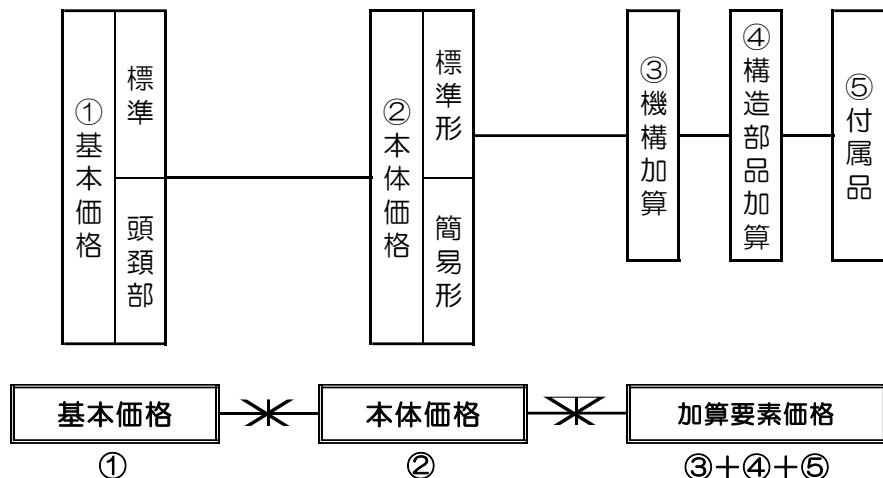


図-57 電動車椅子の価格体系

(基準額は①から⑤を合算した額の 100 分の 106 に相当する額を上限額とすること)

(3) 基本価格

ア 電動車椅子の基本価格は採寸のみとし、ヘッドサポートが必要な場合のみ標準価格に頭頸部の基本価格を加算できること。この場合のヘッドサポートとは、頭部支持が必要な場合に算定できるものであって、バックサポートと一体型のものも含まれること。

イ レディメイド式、2台同時支給の2台目及び再支給（前回支給の電動車椅子と構成部品が同じものに限る。）の場合は、1台当たりの基本価格を半額とすること。基本価格を半額とすることの趣旨は、レディメイド式、2台同時支給の2台目及び再支給については、採寸にかかる作業を必要としないことから、基本価格を減額することである。

(4) 本体価格

ア 電動車椅子のうち、標準形は本体価格に駆動モータ、充電器及び転倒防止装置を含み低速用と中速用に区分されること。また、簡易形は本体価格に駆動モータ、充電器及び転倒防止装置に加え、自走用車椅子の価格を含み、切替式とアシスト式に区分されること。

イ 標準形の本体価格はモジュラー式による上限価格であり、オーダーメイド式の場合は本体価格の 125%、レディメイド式は本体価格の 75%をそれぞれ上限価格とすること。

ウ 簡易形の本体価格は、自走用車椅子に駆動モータ、充電器、転倒防止装置及び構造部品（標準）を取り付けたものを原則としており、自走用車椅子に駆動モータを取り付ける作業人件費も含むものであるため、駆動輪等の重複

部分を控除することは適切ではないこと。

(5) 加算要素価格

ア 機構加算

障害状況等に応じた機構を電動車椅子に追加する場合の対象者例及び構造は次の表のとおりとすること。なお、電動リフト機構については、JIS T 9203-2016の対象ではないが、障害の現症、生活環境その他真にやむを得ない事情及び就労若しくは就学のために真に必要と認められる場合には、基準内の電動車椅子として支給して差し支えない（特例補装具ではない。）こと。なお、簡易形で電動による機構加算が必要な場合は特例補装具として取り扱うこと。1台を1単位とすること。

○機構加算の対象者例及び構造

機構名称	対象者例	構 造
手動リクライニング機構 電動リクライニング機構	隨時、仰臥姿勢をとる必要のある者 座位を長時間保持できない者	(手動リクライニング機構) バックサポート角度が変換でき、バックサポートの傾斜を、介助者が調整できる機構 (電動リクライニング機構) バックサポート角度が変換でき、バックサポートの傾斜を、電動モータを用いて調整できる機構
電動ティルト機構	長時間の座位保持が困難な者であって、自立姿勢変換が困難な者	シートとバックサポートとの角度が固定されたまま、シート及びバックサポートの傾斜を、電動モータを用いて一体的に調整できる機構
電動ティルト・リクライニング機構	リクライニング機構及びティルト機構について、それぞれ単独では姿勢保持等の目的が果たせない者	バックサポート角度及びシート角度が変換でき、バックサポート及びシートの傾斜を、それぞれ電動モータを用いて調整できる機構
電動リフト機構	障害の現症、生活環境その他真にやむを得ない事情が認められる者 就労若しくは就学のために真に必要と認められる者	シートの高さを、電動モータを用いて調整できる機構（昇降機構及びスタンドアップ機構を含む。）

イ 構造部品加算

(ア) 障害状況等に応じた構造部品を電動車椅子に追加する場合の対象者例及び構造は次の表のとおりとすること。告示等に特に記載のない限り、1台を1単位とすること。

(イ) バッテリの取扱い

電動車椅子のバッテリについては、日常生活圏における坂道及び悪路の状況等、使用者の使用環境等を十分把握し、適切なバッテリを選定すること。

○構造部品加算の対象者例及び構造

本体部位	構造名称	対象者例	構造
操作レバー	ばね圧変更	上肢筋力低下や病状進行等により、ジョイスティックの傾倒感度を、前後左右それぞれ独立に変更することが必要な者	プログラム変更により、ジョイスティックの傾倒感度を、前・後・左・右それぞれ独立変更調整が可能なもの
タイヤ	ノーパンクタイヤ (電動車椅子)	メンテナンスフリーを希望する者	ホイール付き

ウ 付属品

障害状況等に応じた付属品を電動車椅子に追加する場合の対象者等の例及び構造は次の表のとおりとすること。なお、必要に応じて車椅子の付属品を加えることができる。告示等に特に記載のない限り、1台を1単位とすること。

○付属品の対象者例及び構造

項目	対象者例	構 造
パワーステアリング	悪路での使用が多い者又は不随意運動等による操作不安定が解消する者	前輪を自在輪とせず、電動で操作する構造のもの
クライマーセット	標準では段差の乗り越えが出来ない者	前輪に補助輪が加わり3輪式となる構造のもの
手動スイングアーム	上肢の可動域制限等により、コントローラ位置が身体の中央になるような場合	操作ボックスを取り付けることが可能なアーム
電動スイングチンコントロール式	上肢筋力低下により、上肢での操作が不可能な者。下顎部での操作が可能な者	下記パーツから構成されたもの
(パーツ) パワースイングチングアーム	同上	電動により可動するコントローラ取付けアーム
(パーツ) チン操作ボックス	同上	下顎部にて操作するためのコントロールボックス
(パーツ) セレクタ	同上	走行、リクライニング等の操作切替用のスイッチ
(パーツ) 液晶モニタ	同上	操作切り替えの状況等を表示するための液晶モニタ
(パーツ) 頭部スイッチ・取付金具	同上	頭部で走行、リクライニング等の操作切り替えを行うためのスイッチとフレームに取り付けるための金具

		具
手動スイングチン コントロール一式	上肢筋力低下により、上肢での操作が不可能な者（スイングアームの位置調整は介助者が行う者）	下記パーツから構成されたもの
(パーツ) 手動スイングチン アーム	同上	手動により可動するコントローラ取付けアーム
(パーツ) チン操作ボックス	同上	下顎部にて操作するためのコントロールボックス
多様入力コントローラ 非常停止スイッチ ボックス	上肢筋力低下や不随意運動等により、特殊な入力装置が必要な者	非常停止スイッチ付きの多様入力コントローラ
多様入力コントローラ 4方向スイッチボード	同上	並列配置の4ボタン
多様入力コントローラ 8方向スイッチボード	同上	橜円形配置の8ボタン
多様入力コントローラ 小型ジョイスティックボックス	同上	小型のジョイスティック
多様入力コントローラ フォースセンサ	同上	フォースセンサ内蔵のコントローラ
多様入力コントローラ 足用ボックス	同上	足指や足底での操作に耐えるよう耐久性の高いコントローラ
簡易1入力	同上	スキャン式で、1ボタンで走行操作が可能な仕様コントローラ
ジョイスティック ノブ・レバーノブ各種形状	上肢筋力低下や不随意運動等により、特殊なノブが必要な者	材料—樹脂
フットサポートヒールループ	フットサポートから足部が後方に脱落する危険性がある者	踵部にベルト等を引き掛け、足部が後方に脱落しないようにしたるもの
フットサポートアンクルストラップ	フットサポートから足が脱落する危険性がある者	足部をベルト等で、フットサポートに固定するもの
フットサポートステップカバー	足部の保護が必要な者	フットサポート全体を覆うことにより、足部の保護や負担を軽減するもの

(参考) 電動車椅子の基本工作法から考えられる必要な設備等

電動車椅子の基本工作法における各工程に係る作業内容を遂行するために必要となる、標準的な設備等については、以下を参照すること。

工 程	作業の内容	設 備
(ア) 身体状況の観察等	身体状況の観察、座位姿勢の評価及び使用目的の確認	
(イ) 採寸	製作に必要な採寸、電動車椅子の装備等についての選択及び記録	
(ウ) 製作、加工、組立て	フレーム及び付属品の製作、加工並びに組立て	溶接
(エ) 仮合わせ (必要に応じて)	身体への適合並びにフレーム及び付属品の検査及び修正	
(オ) 仕上げ	各部品の取付け、仕上げ等	
(カ) 適合検査	最終的な身体への適合及び電動車椅子の各機能の検査	
※ 関連業務	<ul style="list-style-type: none">・ 製作に必要な個人情報（氏名、年齢、職業、家族構成、身体状況、住宅環境、生活様式、使用者の希望、連携可能な関係医療機関等）の収集、情報カードへの記載、保管、管理業務・ 初期段階で、使用者が電動車椅子を入手するまでの流れについて説明する。・ 処方医と連携し、最適な部品等の選択を行う。・ 電動車椅子の引渡し後も、定期的なチェック等のフォローアップを行うことが望ましいことを使用者にご理解いただく。	

※事務室、工作室が必要であり、設備を配置した上で十分に動ける面積があること。

※設備欄に掲げる設備のほか、必要な工具等（例：ボール盤、ジグソー、エアコンプレッサー、電動ドリル、万力、ハンドリベッター、トルクレンチ、パイプカッター、ノギス、ウレタンカッター、ディスクグラインダー等）を備えていること。

第2 義肢、装具、姿勢保持装置、車椅子及び電動車椅子の修理に要する費用の額の算定等に関する取扱い

1 殻構造義肢

殻構造義肢の修理については、「購入基準」と同様に加算方式でその合算した額の100分の106に相当する額を上限とし、次により取り扱うものとすること。

修 理 項 目	上 限 価 格
ア ソケットの交換	ソケットを新たに製作する場合は、購入基準に準ずることとし、ソケットを複製する場合は、採型区分ごとの複製価格にソケットの上限価格を加算した額をもって修理価格の上限額とすること。ソケットの交換に伴い、ソフトインサート及び支持部の交換が必要な場合は、それぞれの修理項目の上限価格を加算することができるこ
イ ソフトインサートの交換	ソケットの交換に伴ってソフトインサートを交換する場合は、購入基準に準ずることとし、ソフトインサートを単独で交換する場合は、修理基準の「イのソフトインサートの交換」の上限価格をもって修理価格の上限額とすること。
ウ 支持部の交換	支持部を交換した場合は、購入基準に準ずることとし、交換した支持部ごとの上限価格をもって修理価格の上限額とすること。
エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換	義手用ハーネス及び義足懸垂用部品を交換した場合は、修理基準の作業上限価格に、交換部品ごとに購入基準に掲げる価格を加算した額をもって修理価格の上限額とすること。
オ 外装の更新	修理基準の「オの外装の更新」の上限価格をもって修理価格とすること。
カ 完成用部品の交換	修理基準の「カの完成用部品の交換」に掲げる作業上限価格に、完成用部品の上限価格を加算した額をもって修理価格の上限額とすること。ただし、外付けバッテリ、バッテリボックス、リストユニット又は充電器の交換の場合には、完成用部品の上限価格に掲げる額をもって修理価格の上限額とすること。
キ ソケットの調整	断端の変化に対しソケットを調整した場合に修理基準の「キのソケットの調整」に定める額をもって修理価格の上限額とすること。
(注) 1 ア又はウの修理で完成用部品を必要とする場合は、当該完成用部品上限価格を加算することができること。 2 ア、ウ及びカの修理について、他の修理を必要とする場合は、当該他の修理価格を加算すること。	

(1) ソケットの交換

ア 基本価格及び複製価格

- (ア) 採寸又は採型により、ソケットを新たに製作する場合は、購入基準の基本価格にソケットの上限価格を加算した額をもって修理価格の上限額とすること。基本価格は、採寸又は採型及び仮歩行を含みソケット交換を行う場合の価格であること。
- (イ) 使用中の義足からソケットを復元する場合は、複製価格に購入基準の「ソケット」の上限価格を加算した額をもって修理価格の上限額とすること。複製価格は、使用中の義足からソケットを復元し、仮歩行を含むソケット交換を行う場合の価格であること。
- (ウ) ソケットの交換により、大幅に支持部を修正する必要がある場合は、当該支持部の使用材料ごとに支持部の価格を加算することができる

こと。

イ ソケットの価格

- (ア) ソケットの価格は購入基準に準じ、ソケットの基本価格又は複製価格の採型区分に基づき使用材料ごとに加算すること。
- (イ) 二重式ソケットは、採型区分ごとに外ソケットと内ソケットのそれぞれ使用材料ごとの価格を合算した額とすること。
- (ウ) 電動式は、電極の取り付け加工を行うソケット製作のときのみ取り扱い、二重式ソケットにおいて電動式を重複して取り扱えないこと。
- (エ) 電動義手において、完成用部品に揚げられた筋電電極の交換を伴わない場合は、ダミー用部品価格として修理基準で示した額を加算できること。

(2) ソフトインサートの交換

- ア ソケット交換に伴ってソフトインサートを交換する場合は、購入基準に基づき、ソフトインサートの上限価格をもって修理価格の上限額とすること。
- イ ソフトインサートを単独で交換する場合は、修理基準のソフトインサートの交換の上限価格をもって修理価格の上限額とすること。ソフトインサートの交換の価格は、使用中のソフトインサートから陽性モデルを作りソフトインサートを製作する場合の価格であること。

(3) 支持部の交換

- ア 支持部の交換は、購入基準の支持部の上限価格をもって修理価格の上限額とすること。必要に応じて完成用部品の価格を加算することができる。
- イ ソケット交換、継手交換、アンクルブロック交換、鉄脚交換、高さ修正及び長さ修正等の修理において支持部に手を加えることを余儀なくされる場合に、その修理箇所の支持部を加算することができる。
- ウ 支持部交換に伴い、外装を新しく行う場合は、外装の価格を加算すること。
ただし、残存の皮革を使用する場合は、外装を加えられないこと。
- エ アルミニウムを用いる場合の価格は、木製に準じて取り扱うこと。
- オ 鉄脚及び足部の交換については、第1の1の殻構造義肢に準じて取り扱うこと。
- カ 電動式の支持部の交換は、第1の1の殻構造義肢に準じて取り扱うこと。

(4) 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品並びに断端袋の交換

- ア 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換は、作業上限価格に購入基準の使用部品の上限価格を加算したものを上限額とすること。
- イ 購入基準に掲げられていないものの修理は、「他の交換」の作業上限価格をもって修理価格とすること。
- ウ 断端袋の交換は、作業上限価格を修理価格とすること。年間の上限額であるため、特性及び数量にかかわらず、当該額の範囲で一括支給することができる。
- エ 義足用股吊り交換の価格は、1本当たりのものであること。
- オ 懸垂用膝カフの交換については、PTBカフベルトに準じて取り扱うこと。

(5) 外装の更新

- ア 新たに外装を行う場合にのみ加算すること。
- イ 足部の表革及び裏革の交換については、木製足部の場合に加算することができる。ただし、職業上・生活環境等により、特に足部の耐久性を高める必要があると認められる場合は、木製足部以外の足部にも表革及び裏革を加算することができる。
- ウ リアルソックスを必要とする場合は、購入基準の「完成用部品」に掲げる価格を加算することができる。

(6) 完成用部品の交換

- ア 完成用部品の交換の上限価格は、作業にかかる価格であり、完成用部品の価格を加算することができること。1回の修理において複数の完成用部品を交換する場合、完成用部品の交換の価格は交換部位ごとに1回の算定すること。つまり、交換部位ごとに交換した完成用部品の数にかかわらず1回を1単位として算定すること。
- イ アライメント調整を必要とするもの
 - a アライメント調整を必要とするものとは、支持部に手を加えないと修理できない完成用部品の交換であること。
 - b 溶接は、アライメント修正及び支持部修正を必要とする溶接であること。
 - c 外装を必要とする場合は、外装の価格を加算することができる。
- ウ アライメント調整を必要としないもの
 - a アライメント調整を必要としないものとは、支持部、外装に手を加えることなく修理ができる完成用部品の交換であり、各パーツの小部品の交換とすること。ただし、ネジ類の交換は、部品交換として加算できないこと。
 - b 溶接は、外装更新の有無にかかわりなく支持部修正を必要としない溶接であること。
 - c 吸着式バルブの交換は、単独の場合とソケット交換に付随する場合とに区分され、単独の場合にのみ部品交換の上限価格を加算すること。
 - d その他の電動ハンド及び電動フックについては、手先具部品で対応すること。
 - e その他のリストユニット用部品及びローテーターは手継手部品として扱うこと。
 - f その他の接続ケーブル、コントローラ、コネクタブロック及び内蔵バッテリは接続ケーブル部品として扱うこと。
 - g その他の電極及びスイッチは、電極部品として扱うこと。

2 骨格構造義肢

骨格構造義肢の修理に要する費用の額の算定等については、「購入基準」と同様に加算方式でその合算した額の 100 分の 106 に相当する額を上限とし、次により取り扱うものとすること。

修 理 項 目	上 限 価 格
ア ソケットの交換	ソケットを新たに製作する場合は、購入基準に準ずることとし、ソケットを複製する場合は、採型区分ごとの複製価格にソケットの上限価格を加算した額をもって修理価格の上限額とすること。ソケットの交換に伴い、ソフトインサート及び支持部の交換が必要な場合は、それぞれの修理項目の上限価格を加算することができるここと。
イ ソフトインサートの交換	ソケットの交換に伴ってソフトインサートを交換する場合は、購入基準に準ずることとし、ソフトインサートを単独で交換する場合は、修理基準の「イのソフトインサートの交換」の上限価格をもって修理価格の上限額とすること。
ウ 支持部の交換	支持部を交換した場合は、購入基準に準ずることとし、交換した支持部ごとの上限価格をもって修理価格の上限額とすること。
エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換	義手用ハーネス及び義足懸垂用部品を交換した場合は、修理基準の作業上限価格に、交換部品ごとに購入基準に掲げる価格を加算した額をもって修理価格の上限額とすること。
オ 外装の交換	交換した外装の価格に、完成用部品の外装用部品を加算した額をもって修理価格の上限額とすること。
カ 完成用部品の交換	使用部品ごとに購入基準の「オの完成用部品」に掲げる額に、修理基準の「カの完成用部品の交換」に定める額を加算した額をもって修理価格の上限額とすること。ただし、ストッキネット、吸着バルブ、懸垂ベルト、KBMウェッジ、ライナーロックアダプタ、ライナー、ラミネーションポスト、エアコンタクトキット及びエアパイロンポンプの交換の場合には、完成用部品の上限価格に掲げる額をもって修理価格の上限額とすること。
キ ソケットの調整	断端の変化に対しソケットを調整した場合に修理基準の「キのソケットの調整」に定める額をもって修理価格の上限額とすること。
(注) 1 ア又はウの修理で完成用部品を必要とする場合は、購入基準の「オの完成用部品」に掲げる価格を加算することができること。 2 ア、ウ又はカの修理について、他の修理を必要とする場合は、当該他の修理価格を加算すること。 3 外装の交換は、フォームカバーを交換する場合に限ること。	

(1) ソケットの交換

ア 基本価格及び複製価格

- (ア) 採寸又は採型により、ソケットを新たに製作する場合は、購入基準の基本価格にソケットの上限価格を加算した額をもって修理価格の上限額とすること。基本価格は、採寸又は採型と仮歩行を含みソケット交換を行う場合の価格であること。
- (イ) 使用中の義足からソケットを復元する場合は、複製価格に購入基準の「ソケット」の上限価格を加算した額をもって修理価格の上限額とすること。複製価格は、使用中の義足からソケットを復元し、仮歩行

を含むソケット交換を行う場合の価格であること。

- (ウ) ソケットの交換により、大幅に支持部を修正する必要がある場合は、当該支持部の使用材料ごとに支持部の価格を加算することができること。

イ ソケットの価格

- (ア) ソケットの価格は購入基準に準じ、ソケットの基本価格又は複製価格の採型区分に基づき使用材料ごとに加算すること。
- (イ) 二重式ソケットは、採型区分ごとに外ソケットと内ソケットのそれぞれ使用材料ごとの価格を合算した額とすること。
- (ウ) 電動式は、電極の取り付け加工を行うソケット製作のときのみ取り扱い、二重式ソケットにおいて電動式を重複して取り扱えないこと。
- (エ) 電動義手において、完成用部品に掲げられた筋電電極の交換を伴わない場合は、ダミー用部品価格として修理基準で示した額を加算できること。

(2) ソフトインサートの交換

ア ソケット交換に伴ってソフトインサートを交換する場合は、購入基準に基づき、ソフトインサートの上限価格をもって修理価格の上限額とすること。

イ ソフトインサートを単独で交換する場合は、修理基準のソフトインサートの交換の上限価格をもって修理価格の上限額とすること。ソフトインサートの交換の価格は、使用中のソフトインサートから陽性モデルを作りソフトインサートを製作する場合の価格であること。

(3) 支持部の交換

幹部交換を除く支持部交換は、ソケット交換を行う場合にのみ加算すること。

(4) 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品並びに断端袋の交換

義手用ハーネス及び義足懸垂用部品並びに断端袋の交換の取扱いについては、第1の1の殻構造義肢に準ずること。

(5) 外装の更新

ア フォームカバーの交換を行う場合にのみ加算すること。

イ リアルソックスを必要とする場合は、購入基準の「才の完成用部品」に掲げる価格を加算することができること。

(6) 完成用部品の交換

使用部品ごとに、完成用部品の価格に修理基準「才の完成用部品の交換」に掲げる額を加算した額をもって修理価格の上限額とすること。ただし、ストッキネット、吸着バルブ、懸垂ベルト、KBMウェッジ、ライナーロックアダプタ、ライナー、ラミネーションポスト、エアコンタクトキット及びエアパイロンポンプの交換の場合には、完成用部品の上限価格をもって修理価格の上限額とすること。

3 装具（オーダーメイド）

装具の修理に要する費用の額の算定等については、購入基準と同様に加算方式でその合算した額の 100 分の 106 に相当する額を上限とし、次により取り扱うものとすること。

修 理 項 目		上 限 価 格
ア 継手及び支持部の交換		修理項目ごとに購入基準の「エの製作要素価格」に掲げる価格に、修理基準の「アの継手及び支持部の交換」に定める額を加算した額をもって修理価格の上限額とすること。
イ 完成用部品の交換		修理項目ごとに「購入基準の完成用部品」に掲げる価格をもって修理価格の上限額とすること。
ウ ベルトの交換		修理箇所ごとに 25 mm 幅のもの及び 50 mm 幅のものは「修理基準のベルトの交換」に定める額を修理価格の上限額とすること。ただし、裏付きの場合及びバックルを使用する場合には、当該価格を 2 倍した額を修理価格の上限額とすること。
エ 溶接		修理箇所ごとに「修理基準の溶接」に定める額を修理価格の上限額とすること。
オ その他の交換・修理		修理項目ごとに「修理基準の他の交換・修理」の「修理部位」に定める額を修理価格の上限額とすること。
(ア) 修理部位	下肢装具	
		足底裏革交換 又は足底ゴム交換
		本底交換 足底挿板交換
	靴型装具	半張交換 踵交換 積上交換 底張かけ交換 ファスナー交換
		細革交換
	体幹装具	支柱交換（硬性） 支柱交換（軟性）
(イ) (ア)以外の部位		修理項目ごとに「購入基準の製作要素価格」に掲げる価格を修理価格の上限額とすること。
(注) 1 採型又は採寸を必要とする修理については、購入基準の「ウの基本価格」に掲げる価格を加算することができること。 2 ア又はオ ((イ)に係るものに限る。) の修理で完成用部品を必要とする場合は、購入基準の「オの完成用部品」に掲げる価格を加算することができること。なお、2つ一組の完成用部品を1つ用いる修理の場合は、購入基準の「オの完成用部品」に掲げる価格に対して 1 / 2 を乗じた額をもって修理価格とすること。 3 靴型装具は、右又は左の片側を一単位とすること。 4 裏革に劣化等のない、単なる剥離に対する再接着修理は、購入基準の「エの製作要素価格」に掲げる価格を修理価格の上限額とすること。なお、剥離については、新規製作及び修理から 9 月以内は接着不良としての修理を認めないこと。 5 革底の細革交換は、革底の価格を加算すること。		

完成用部品の交換において、2つ一組の完成用部品を1つ用いる修理の場合は、「購入基準の完成用部品」に掲げる価格に対して 1 / 2 を乗じた額をもって修理価格とすること。ただし、標準靴を除くものとすること。

4 装具（レディメイド）

修理基準の「装具（オーダーメイド）」に準じて修理すること。

5 姿勢保持装置

姿勢保持装置の修理に要する費用の額の算定等については、「購入基準」と同様に加算方式でその合算した額の100分の106に相当する額を上限とし、次により取り扱うものとする。

修理項目	上限価格	
	寸法調整	形状調整
ア 支持部の交換	購入基準の「エの製作要素価格の(ア)の支持部」に掲げる価格に、修理基準の「アの支持部の交換」に定める額を加算した額をもって修理価格とすること。	
イ 支持部の調整	修理項目ごとに修理基準の「イの支持部の調整」に定める額とすること。	
頭 部 上 腕 部 前腕・手 部 体 幹 部 骨盤・大 腿 部 下 腿 部 足 部		
ウ 支持部の連結、連結角度調整用部品の交換	修理項目ごとに購入基準の「エの製作要素価格の(イ)支持部の連結」に掲げる価格に、修理基準の「ウの支持部の連結、連結角度調整用部品の交換」に定める額をもって修理価格とすること。	
エ 構造フレームの交換	購入基準の製作要素価格の構造フレームに掲げる基本価格に、修理基準の「エの構造フレームの交換」に定める額を加算した額をもって修理価格とすること。 車椅子及び電動車椅子としての機能を附加した場合は、当該機能のみに係る部分については、車椅子及び電動車椅子の修理基準に準ずること。	
オ 付属品の交換	修理項目ごとに購入基準の「エの製作要素価格の(エ)付属品」に掲げる価格をもって修理価格とすること。	
カ 調節機構の交換	修理項目ごとに購入基準の「エの製作要素価格の(カ)調節機構」に掲げる価格をもって修理価格とすること。	
キ ベルトの交換	25mm幅のもの及び50mm幅のものは修理基準の「キのベルトの交換」に定める額とし、裏付きを必要とする場合及びバックルを使用する場合には、当該価格を2倍した額とすること。	
ク 完成用部品の交換	修理項目ごとに購入基準の「オの完成用部品」に掲げる価格をもって修理価格とすること。	
(注) 1 採寸又は採型を必要とする修理については、購入基準の「ウの基本価格」に掲げる価格を加算することができること。 2 継手の交換において、2つ一組の義肢・装具の完成用部品を1つ用いる場合は、購入基準の殻構造義肢の「完成用部品」、「購入基準の装具の完成用部品」に掲げる価格に対して1/2を乗じた額をもって修理価格とすること。		

6 車椅子

車椅子の修理に要する費用の額の算定等については、「購入基準」と同様に加算方式でその合算した額の 100 分の 106 に相当する額を上限とする。ただし、次に掲げる付属品のみを交換する場合については 100 分の 110 に相当する額を上限とすること。（オーダーメイドで製作されたものを除く。）

別表の 3 の (6) の車椅子の表の付属品の項に掲げるクッション（カバー付き）、背クッション、枕（レディメイド）、テーブル、杖たて、栄養パック取付用ガードル架、点滴ポール、日よけ、雨よけ、スポークカバー及びリフレクタの交換。

なお、修理項目及び構造等については次の表のとおりとし、部品の交換を伴わないシート、バックサポート、レッグサポート、フットサポート及びアームサポート等について、成長に伴う調整をした場合は箇所にかかわらず、1 回当たり修理価格を算定できること。なお、成長に伴う調整が必要な場合は、市町村による修理費用の支給決定後に行うこととし、補装具事業者が支給決定を待たずに調整をした場合は費用を支給することができないこと。

○修理項目及び構造等

修理項目	構 造 等
フレーム交換	フレームの部位は問わない
溶接（修理箇所ごと）	溶接 1 力所あたりの価格
アームサポート交換	アームサポート（固定式を除く。）には、肘当てを含まない。
キャスター取付部品交換	車椅子本体側にあるキャスターを取付するための部品の交換
リヤ・シャフト交換	6 輪構造などに使用するサスペンション部品の交換
レバー交換	介助用ブレーキ、リクライニング機構のレバー、駐車ブレーキの延長レバー等の各種レバー交換
グリップ交換	押手部分に取り付けるグリップ交換

7 電動車椅子

電動車椅子の修理に要する費用の額の算定等については、「購入基準」と同様に加算方式でその合算した額の 100 分の 106 に相当する額を上限とする。ただし、次に掲げる付属品のみを交換する場合については 100 分の 110 に相当する額を上限とすること。

別表の 3 の(7)の電動車椅子のアの表のスイッチの項に掲げる延長スイッチ交換、バッテリの項に掲げるバッテリ交換（リチウムイオン電池）、充電器の項に掲げる外部充電器交換及び付属品の項に掲げる付属品交換（別表の 1 の(7)のエの(ウ)の表に掲げるジョイスティックノブの交換に限る。）並びにイの表のスイッチの項に掲げるスイッチゴム交換及び延長スイッチ交換、バッテリの項に掲げるバッテリ交換（リチウムイオン電池）及びバッテリ交換（ニッケル水素電池）並びに充電器の項に掲げる外部充電器交換。

なお、修理項目及び構造等については次の表のとおりとし、部品の交換を伴わないシート、バックサポート、レッグサポート、フットサポート及びアームサポート等について、成長に伴う調整をした場合は箇所にかかわらず、1 回当たりの価格として算定すること。なお、成長に伴う調整が必要な場合は、市町村による修理費用の支給決定後に行うこととし、補装具事業者が支給決定を待たずに調整をした場合は費用を支給することができないこと。

○修理項目及び構造等

修理項目	構 造 等
電動又は電磁ブレーキ交換	モータ等に内蔵されているブレーキの交換
リヤ・シャフト交換	車体後方についているサスペンション部品の交換
電動リフトシャフト交換	昇降モータに付属するシャフトの交換
電動ティルト・電動リクライニングシャフト交換	電動ティルト及び電動リクライニングモータに付属するシャフトの交換

第3 眼鏡に関する取扱い

1 乱視についての取扱い

乱視についての加算が認められるのは矯正用の眼鏡のみであり、視力障害でなければ乱視の加算は認められないこと。（視野障害のみの場合には乱視の加算は認められないこと。）

2 遮光用の機能についての取扱い

矯正用及び遮光用の双方の機能が必要な場合は、矯正用の眼鏡（遮光機能付き）として支給し、屈折異常の程度にかかわらず、31,200円とすること。なお、遮光用の機能があるものはすべて身体障害者用物品で非課税となるため、矯正用（遮光機能付き）の場合は、矯正用の眼鏡であるものの、告示別表の上限価格に100分の106を乗じた額を基準上限額とすること。

3 支給対象となる眼鏡の個数について

補装具費支給事務取扱指針において、「補装具費の支給対象となる補装具の個数は、原則として1種目につき1個である」とされているところ、眼鏡には「矯正用」、「遮光用」、「コンタクトレンズ」、「弱視用」とそれぞれ使用目的や構造が異なるものが定められていることから、個々の状況等を勘案し、真に必要である場合は、眼鏡に定める別の名称のものについて、それぞれ支給することは差し支えないこと。ただし、構造が異なるものであっても、同じ目的で同等の効果が期待される場合は、同時に支給することは適当ではないこと。

【同時に支給対象とする例】

矯正用の眼鏡を支給することになったが、屋外での羞明が強く遮光用の眼鏡も必要とされた。矯正用及び遮光用双方の機能が必要な場合は、矯正用の眼鏡（遮光機能付き）を支給することとされているが、屋内では羞明が認められないと、矯正用（遮光機能なし）と遮光用の眼鏡をそれぞれ1個、同時支給した。

【同時に支給対象とするのが不適切な例】

- 矯正用の眼鏡とコンタクトレンズ（多段階）を同時支給した。

屈折矯正を目的とした眼鏡は、視力障害の身体障害者手帳を取得し、又は難病患者等で身体障害者手帳の視力障害と同等の障害を有することが必要であるところ、矯正用の眼鏡を優先して支給すること。度の強い凹レンズによる縮小効果が著しい場合又は左右のレンズの矯正度数が著しく異なり不等像視を来す場合等、コンタクトレンズを支給することが真に必要であると認められる場合はコンタクトレンズを支給して差し支えないが、矯正用の眼鏡又はコンタクトレンズのいずれか一方のみを支給すること。

- 遮光用の眼鏡とコンタクトレンズ（虹彩付き）を羞明軽減のため同時支給した。

コンタクトレンズは遮光用の眼鏡装用が困難で真に必要な者に支給されるものであることから、遮光用の眼鏡を優先し、いずれか一方のみを支給すること。

第4 補聴器の加算に関する取扱い

1 デジタル式補聴器の調整

デジタル式補聴器で、調整が必要な場合に加算することができる、「補聴器の装用に
関し専門的な知識・技能を有する者」は、補装具事業者に配置されている言語聴覚士
又は認定補聴器技能者とすること。なお、加算については補聴器1個当たりの価格と
し、購入時に1回のみ算定できること。

なお、支給申請にあたって提出する見積書には、上記の者が調整を行う旨、明記す
ることとし、引渡し時に、様式1により適切に調整が行われた書類を領収書に添えて
提出すること。

2 補聴援助システム

耳かけ型の補聴器で、補聴援助システムの支給申請もあった場合、市町村は、支給
決定に当たり、当該補聴援助システムについて、学校又は勤務先及び申請者への聞き
取り等により、以下の項目を確認すること。

- ・学校又は勤務先での合理的配慮において、補聴援助システムについての給付又は
貸出等を受けていないこと
- ・小中学校及び特別支援学校での使用を想定している場合は、当該教育機関での給
付又は貸出等ができないこと

なお、補装具費支給制度で支給できる補聴援助システムは、カタログ等に価格が明
記されているもので、カタログ等に記載の受信機の価格及びワイヤレスマイクの価格
の合計が232,700円の範囲内のものに限ること。

【不適切な支給の例】

カタログに記載の価格が、受信機は6万円、ワイヤレスマイクは20万円であり、合
計額は232,700円を超えていたが、受信機だけが必要であったため、受信機を支給し
た。

→ 受信機とワイヤレスマイクにおける、カタログ等に記載の価格合計額が
232,700円を超える場合は、受信機及びワイヤレスマイクの双方とも支給でき
ないこと。

第5 人工内耳用音声信号処理装置の修理に関する取扱い

人工内耳用音声信号処理装置の修理について、以下の場合に補装具費支給制度（修理）での対応を可能とすること。

1 対象者

人工内耳装用者のうち、医師が当該人工内耳音声信号処理装置の修理が必要であると判断している者

2 対象機器の範囲

人工内耳用音声信号処理装置（標準型・残存聴力活用型）のみ

※以下に掲げる機器は対象外である。

ア 人工内耳用インプラント

イ 人工内耳用ヘッドセット（マイクロホン・送信コイル・送信ケーブル・マグネット・接続ケーブル等）

ウ 人工内耳用音声信号処理装置の電池

※新機種を使用したい等、本人の選好による機器の交換は対象外である。

※人工内耳用材料が破損した場合及び医学的に必要と認められる場合の交換については医療保険給付の対象である。

なお、市町村は、「補装具費支給申請書」、医師が作成した「人工内耳用音声信号処理装置 確認票（様式2）」、修理見積書等に基づき、更生相談所の判定を要せず、支給決定して差し支えないこと。

支給決定に当たって、市町村は、当該人工内耳音声信号処理装置について、補装具事業者（人工内耳メーカー）や本人への聞き取り等により、以下の項目を確認すること。

- ・補装具事業者が定める保証期間を経過していること
- ・補装具事業者が修理可能と判断していること
- ・申請者が、人工内耳音声信号処理装置の修理を対象にした任意保険に加入していないこと。

第6 歩行器に関する取扱い

歩行器のうち、下記の項目の支給を行う場合の対象者例及び構造は次のとおり。

項目	対象者例	構造
歩行器（後方支持型）	前方支持型のものでは歩行姿勢が前傾しやすい者であって、後方支持型であっても転倒危険性がない者、かつ、これによって実用的な歩行が可能となる者	基本構造は四輪型（腰掛けなし）に準じ、フレームが側方及び後方にあり、上肢及び骨盤後方を支持する構造
歩行器（サドル・テーブル付きのもの又はスリング・胸郭支持具若しくは骨盤支持具付きのもの）	成長期の児童等で、上肢支持のみの自力立位が困難であるが、腰部のわずかな支持があれば実用歩行が可能になる者であって、かつ、歩行器の握りを把持することが困難等の理由からテーブル面に上肢を支持することで実用歩行が可能になる者	基本構造は四輪型（腰掛けなし）に準じ、サドル・テーブル等を有する構造

第7 重度障害者用意思伝達装置の支給に関する取扱い

重度障害者用意思伝達装置の付属品等については、次により取り扱うものとする。

1 文字等走査入力装置における遠隔制御装置の取扱い

文字等走査入力装置のうち、高度な遠隔制御機能及び通信機能を有する本体（製品）を有するものの支給基準は、遠隔制御装置を必要とする場合は「高度な遠隔制御機能が付加されたもの」とし、遠隔制御装置を必要としない場合は「通信機能が付加されたもの」として取り扱うこと。

なお、「通信機能が付加されたもの」として支給決定された場合は、遠隔制御装置を付属品として購入することは、認められないこと。

2 視線検出式入力装置（スイッチ）の取扱い

文字等走査入力方式の装置において視線検出式入力装置（スイッチ）を選択している場合、その構造等により、次の付属品との組合せは原則として認められない。真にやむを得ない理由により必要な場合は、特例補装具として取り扱うこと。

（1）呼び鈴分岐装置

呼び鈴分岐装置は、入力装置と本体の間に接続し、入力装置からの電気信号を本体側と呼び鈴側に分岐させることで、本体の作動状況によらず呼び鈴を鳴らすための装置であることから、本体が正常作動中に直接接続して利用する視線検出式入力装置（スイッチ）との併用はできないため、付属品として支給することは適切ではないこと。

（2）その他の入力装置

文字等走査入力方式の装置においては、複数の入力装置を併用して文字入力等を行うことができる製品もあるが、補装具費の支給対象となる入力装置は、補装具費支給事務取扱指針第2の1の（5）に定めるとおり、原則として1個であることから、視線検出式入力装置（スイッチ）と他の入力装置（スイッチ）を合わせて支給決定することは適切ではないこと。

3 入力装置固定具

視線検出式入力装置（スイッチ）をモニタに取り付けるためのプレートは製品に付属されていることから、入力装置固定具を付属品として支給することは適切ではないこと。利用環境によっては、本体を移動（再設置）させた際に、装置が脱落するような場合には、接続ケーブルを含めた固定方法を検討し、固定具の追加の必要性を個別に判断すること。

様式 1

デジタル補聴器の装用に関し専門的知識、技術を有する者の証明

_____ 氏の補装具費支給申請（補聴器）について、
以下の者がデジタル補聴器の調整を行ったことを証明します。

令和 年 月 日
(補装具事業者名及び代表者名)

調整を行った者の氏名（ ）

（ 言語聴覚士 ・ 認定補聴器技能者 ）

（言語聴覚士免許証、認定補聴器技能者認定証書又は認定補聴器技能者カードの写し）

※貼付欄

様式2

人工内耳用音声信号処理装置 確認票

障害者総合支援法による補装具費支給に当たり、下記の内容について、確認しました。

(元号) 年 月 日

医療機関名 _____
所 在 地 _____
診療担当科 _____
作成医師氏名 _____

記

【患者情報】

氏 名 _____

生年月日 _____ 年 月 日 年齢 _____ 歳

住 所 _____

身障手帳障害名と等級

_____ (_____ 種 _____ 級)

【使用している人工内耳用音声信号処理装置】

メーカー名 : _____

機 種 名 : _____

【確認項目】

以下に該当する場合は□に☑を入れてください。

- 該当の人工内耳音声信号処理装置はメーカーの保証期間外となっている。
- 人工内耳用材料が破損した場合及び医学的に必要と認められる場合の交換では無く、人工内耳用音声信号処理装置の修理が必要である。
- 人工内耳メーカーと提携する任意保険（動産保険）に加入していない。